職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月

岡山県人事委員会



目 次

別紙第	1	報告		
第 1	耳	哉員給-	与	1
第2	. [民間給-	与	1
1	Ą	職種別]	民間給与実態調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	Ī	周査の	実施結果	2
	(1)	初任	給	2
	(2)	給与证	改定	2
第3	Į	哉員給-	与と民間給与との比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	J	月例給	•••••	3
2		寺別給	•••••	3
第 4			与と国家公務員給与等との比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	7	平均給-	与月額	4
2			イレス指数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 5	į	最近の2	賃金・雇用情勢等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	E	民間賃金	金の動向	4
2	4	勿価及7	び生計費	4
3		雇用情		5
第6			の給与に関する報告、勧告等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第7	đ	じすび	•••••	10
1	Ą	職員給-		10
	(1)	給料		10
	(2)	初任	給調整手当 ······	10
	(3)			11
	(4)	期末	手当及び勤勉手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2		公務員	人事管理	11
			の確保・育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(2)		評価制度	12
	(3)	仕事	と生活の両立支援	13
	(4)	長時	間労働の是正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(5)	心の位	建康づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(6)	雇用	と年金の接続	14
	(7)	公務」	員倫理の徹底 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3	着	合与勧 ⁴	告実施の要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
別紙第	2	勧告	•••••	19



別紙第1

報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第1 職員給与

本年4月1日を基準として実施した「平成28年職員給与実態調査」によると、職員の総数は22,666人であって、その平均年齢は42.6歳、平均経験年数は20.0年、また、男女別構成は男性59.9%、女性40.1%、学歴別構成は大学卒86.1%、短大卒3.8%、高校卒10.1%、中学卒0.0%となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種9表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料352,051円、扶養手当9,334円、地域手当4,844円、計366,229円となっている。

(資料第1表、第2表)

第2 民間給与

1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した256の事業所を対象に、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者9,141人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、本年も引き続き調査を行った。

なお、本年の職種別民間給与実態調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、89.8%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

2 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で35.0% (昨年40.6%)、高校卒で29.0% (同28.1%)となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で32.0% (同37.5%)、高校卒で41.5% (同52.0%)となっており、大学卒で68.0% (同61.7%)、高校卒で58.5% (同46.1%)の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で194,460円(昨年192,300円)、高校卒で160,872円(同158,557円)と増加している。

(資料第14表、第16表)

(2) 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.7%(昨年36.0%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%(同0.0%)となっている。

また、一般の従業員(係員)について、定期昇給を実施した事業所の割合は87.7%(昨年90.1%)となっているが、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は12.5%(同29.9%)、減額となっている事業所の割合は10.9%(同7.1%)となっている。

(資料第17表、第19表)

第3 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員に おいては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職 種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると 認められる者同士の本年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を 対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均465円(0.12%)下回っていることが明らかになった。

(別表第1、第2)

民 間 給 与(A)	職 員 給 与 (B) (平均44.1歳)	較 差 (A) $-$ (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100\right)$
375, 391円	374, 926円	465円(0.12%)

注:民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.31月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当(特別給)の年間の平均支給割合(4.20月)を上回っている。

(資料第23表)

第4 職員給与と国家公務員給与等との比較

1 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との本年4月における平均給与月額*1を比較すると、職員では、平均年齢44.1歳で374,926円、国家公務員では、平均年齢43.6歳で410,984円となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額は、人事院の「平成28年国家公務員給与等実態調査(平成28年4月1日現在)」に基づくものである。

2 ラスパイレス指数

平成27年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数**2は99.7(前年99.7)となっており、都道府県平均99.7(同99.9)と均衡している。

※2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額(俸給額)に基づいて算出される。

第5 最近の賃金・雇用情勢等

1 民間賃金の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)によると、本年4月の所定内給与と所定外給与を合わせた「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、0.7%の減少となっている。

(資料第26表)

2 物価及び生計費

「小売物価統計調査」(総務省)に基づく本年4月の消費者物価指数は、 昨年4月に比べ、全国で0.3%、岡山市で0.2%下落している。

また、本委員会が「家計調査」(総務省)を基礎に算定した、本年4月

における岡山市の標準生計費は、2人世帯で195,570円、3人世帯で213,720円、4人世帯で231,860円となっている。

(資料第25表、第26表)

3 雇用情勢

「労働力調査」(総務省)によると、本年4月の完全失業率(全国)は、昨年4月の水準から0.2ポイント低下し3.2%(季節調整値)となっている。また、「一般職業紹介状況」(厚生労働省)によると、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月に比べ、0.17ポイント上昇し1.34倍(季節調整値)、本県では0.11ポイント上昇し1.57倍(同)となっている。

(資料第26表)

第6 人事院の給与に関する報告、勧告等

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与制度の改正について勧告するとともに、育児休業等についての意見の申出を行い、勤務時間、休暇等の改正について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

〇 本年の給与勧告のポイント

| 月例給、ボーナスともに引上げ |

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、 給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正|

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

- 1 給与勧告の意義と役割
 - ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変 更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
 - ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、 公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

- <月**例給**> 公務と民間の4月分の給与額を比較
 - **○民間給与との較差** 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳] [俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返り分(注) 54円]
 - (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分
- 〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間 の支給月数を比較
 - **○民間の支給割合** 4.32月(公務の支給月数 4.20月)
- 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

- (1) 俸給表
 - ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ (係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.80 月(支給済み)	0.90 月(現行0.80月)
29年度 期末手当	1. 225月	1. 375月
以降 勤勉手当	0.85 月	0.85 月

[実施時期]

・月例給:平成28年4月1日 ・ボーナス:法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、 世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3 年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額の5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用い て子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)

- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。 本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、 それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行 うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸 給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の 成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各 府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに 不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し(平成29年1月実施)

- ① 介護休暇の分割(3回まで可能)
- ② 介護時間の新設(最長連続3年、1日2時間まで)
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間中の子等を追加)

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間(職員が介護休暇を請求できる期間)を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6 月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、 改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当 であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと(介護時間)を承認できる仕組みを新設(公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能)
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利に ならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立 に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によっ て養親となることを希望している子(平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託さ れている子)、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係 に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子 を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日(養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日)

3 その他(上記と併せた人事院規則の改正等)

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、 ④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

0ff-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途 採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への 育児休業等の範囲の拡大等を措置(育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告)

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤 予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを 得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい 職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

第7 むすび

1 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与 が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

本年の改定に当たっては、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層へ重点的に配分する改定を行う。その他については、給与制度の総合的見直しにより世代間の給与配分の見直しを行ったことを踏まえて改定を行うこととする。再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定し、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

なお、本県の給与制度は、基本的に国に準じた内容としているところであり、今後とも、国の動向等を注視しつつ、本県の実情も踏まえながら、必要な対応について検討を進めることとする。

(2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

(3) 扶養手当

扶養手当については、少子化対策が国全体で取り組まれていること等を考慮し、国家公務員の扶養手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

また、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、各年度における具体的な月額は、別表第3のとおりとする。

(4) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とすることとする。支給月数の引上げ分については、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、平成29年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

なお、再任用職員の勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、2.25月分とすることとし、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、3.25月分とすることとする。それぞれの引上げ分については、職員の勤勉手当に準じて配分することとする。

2 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

本県では、人口減少問題をはじめとする、様々な行政課題について、 創意工夫を凝らしながら、多様な主体と連携して取り組むこととしてお り、職員には、大きく変化する社会情勢や複雑・多様化する行政ニーズ に的確に応えていくことが求められている。このため、優秀な人材の確 保・育成は、一層重要な課題となっている。

受験年齢層人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりの中で、県職員

採用試験の受験者数は近年減少傾向にあり、より多くの有能な意欲ある 受験者を確保するためには、広域自治体としての具体的な仕事内容、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境等の説明を通じ、やりがいや 魅力等を広く発信していく必要がある。

本委員会は、これまでも、任命権者と連携し、採用説明会や学校訪問等の募集活動、ソーシャルメディアを活用した情報発信等を行っており、IJUターン促進のための県外での採用説明会は、東京に続き、平成27年度から新たに大阪でも始めた。引き続き、県行政の担い手として相応しい意欲と能力のある人材確保に向けて、募集・広報活動を効果的に行えるよう工夫し、その充実・強化に取り組む。

また、採用試験の実施方法については、民間企業等での経験を県政に生かしてもらうため、一部職種について社会人経験者等を対象とする採用試験を新設したところであるが、引き続き、改善に向けて研究・分析を行い、必要に応じて見直していくこととする。

人材育成については、各任命権者において、研修所や職場内での研修等に取り組んでいるが、職員一人ひとりが、モチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、今後とも、職員の職責やキャリア形成に応じ、計画的に職員の意識改革と能力開発に取り組んでいく必要がある。

特に、女性活躍推進に本格的に取り組む観点から、女性職員に多様な経験を積ませること等により、引き続き、積極的に登用を進めていくことが重要である。

(2) 人事評価制度

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価を任用その他人事管理の基礎として活用することが明記された改正地方公務員法が、平成28年4月から施行され、本県では、既に人事評価制度の取組を行っていた職員に加え、県立及び市町村立学校の教職員についても、本格的運用が開始された。

職員の能力・実績を的確に判断し、処遇に反映していくことは、職員の士気及び組織活力の維持・向上の観点からも重要である。こうした観

点から人事院は、再任用職員の勤勉手当の成績率も改めることとした。

本県では、今後とも、各職場において、目標設定、面談及び日常の勤務における指導・助言等を適切に行うことにより、人材育成につなげるとともに、職種、職場によって公務の内容や勤務環境が異なることも踏まえながら、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持し、本来の制度趣旨を十分発揮できるよう取り組む必要がある。

(3) 仕事と生活の両立支援

出産・育児や介護に直面した職員が離職することなく継続して働けることは、任命権者にとっても有為な人材の流出を防ぎ、公務能率と行政サービスの向上を図る上で重要である。

本県では、育児や介護を行う職員を支援するための取組を積極的に進めてきたところであるが、少子高齢化が急速に進行する中、両立支援制度の必要性は今後ますます高まるものと考えられる。

民間労働法制においては、平成28年3月、「育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等を改正する法律」が成立し、平成29年1月から施行されることとなっている。

この法律改正の内容に即して、人事院は本年の意見の申出及び勧告等の中で、介護休暇の分割取得や介護時間の新設、その給与の取扱い、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等について言及した。

本県においても、関係法令の改正状況等を注視しながら、本県の実情等を踏まえつつ、仕事と生活の両立支援制度のより一層の充実と積極的な利用促進が求められる。

(4) 長時間労働の是正

超過勤務の縮減については、各任命権者の責任において実現すべき問題である。これまでも、ゆとり創造対策として超過勤務縮減等に向けた数々の具体策を示すなどの取組がなされてきたが、依然として、一人当たりの超過勤務時間が年間500時間を超える職場が見られる。

職員の心身の健康及び公務能率の保持のみならず、ワーク・ライフ・ バランス、人材確保の観点からも、できる限り超過勤務を行わない働き 方に転換していくことが重要である。

あらゆる職場の管理監督者は、業務配分の適正化、年次休暇等を取得しやすい職場環境づくり等、従来からの取組に加え、事前命令を徹底した上で、超過勤務の原因を分析し、仕事を効率化できる方法についてアドバイスを行うなど、より積極的な役割を果たすことが必要である。

とりわけ学校では、直面する課題が多く、教員の勤務時間は増加する傾向にある。任命権者においては教職員の負担を軽減する様々な取組が実施されているが、今後とも管理監督者が実状の把握に努めるとともに、教職員業務記録票の活用や関係各方面の協力を得ること等により、教職員が心身の健康を維持しながら働き続けることができるよう、さらなる負担軽減策を強く望むものである。

(5) 心の健康づくり

心の健康づくりは、職員がその能力を十分に発揮し、職場を活性化するために非常に重要であるが、心の健康の問題により休職し、又は休暇を取得している職員は、依然として多い状況にある。

そのため、各任命権者においては、職員の健康障害防止策や気軽に相談できる環境づくり等、未然防止と早期発見・早期対応に重点を置いたメンタルヘルス対策に取り組むとともに、円滑な職場復帰と再発防止に向けて、職場環境の整備や職場と関係機関等との連携の維持・強化を図ることが重要である。

心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後も再発しやすい傾向があるため、特に未然防止に力を入れていかなければならない。各任命権者においては、職員自身のストレスへの気付きを促すこと等を目的としたストレスチェックの有効活用等により、引き続き心の健康づくり対策を推進する必要がある。

(6) 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続は、重要な課題となっている。これについて、国家公務員では、引き続き再任用制度の活用により対応するとされたところである。

本県でも、定年退職後の職員の雇用については、再任用制度の仕組みにより対応しているところであるが、今後は、さらに再任用希望者の増加が見込まれる。このため、各任命権者においては、職域の拡大に向けた取組を進め、それぞれの業務運営の実情等も踏まえつつ、再任用職員の能力と経験を生かせる職務への配置等に努める必要がある。今後多くの職員が定年に達することから、これらの職員をより本格的に活用する場合の公務運営の在り方を検討するなど、中長期的に公務組織が持続可能なものとなるよう、人事管理と組織体制や職務分担の見直し等を継続的に行いつつ、適切に対応していく必要がある。

再任用職員の給与については、再任用職員の増加や在職期間の長期化等の状況を注視しつつ、引き続き国や他の都道府県、民間事業所等の動向を踏まえ、その在り方について必要な検討を進めることとする。

(7) 公務員倫理の徹底

本県職員の多くがますます山積する課題に日々真摯に取り組んでいるにもかかわらず、依然として不祥事が後を絶たない。各任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守を徹底し、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

また、あらゆるハラスメント行為は、重大な人権侵害であり、被害者のメンタルヘルスに悪影響を及ぼすだけでなく、職場環境の悪化をも招くものである。研修等を通じた意識啓発や相談窓口の設置等により、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの予防・解決に引き続き取り組むとともに、妊娠、出産、育児休業・介護休暇等の取得等を理由として、上司や同僚が不適切な言動により就業環境を害する行為の防止についても十分な対策が講じられる必要がある。

3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約

することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則 に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる(民間準拠)とと もに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年 の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員(事務・技術関係職種)

職種	要件
支 店 長 工 場 長	・構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長
部 長	・2課以上又は構成員20人以上の部の長・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部次長	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付け られる者
課長	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課長代理	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者・課長に直属し部下4人以上を有する者・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職・役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係長	・係の長及び係長級専門職 ・係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属 し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主任	・係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付け られる者
係 員	・上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職	給料表		民間事業所	
等級	標準的な 職務(例)	企業規模500人 以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模100人 未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	本庁 部次長	課長	支店長、工場長、	
7級	本庁 困難課長	IK 区	部長、部次長	支店長、工場長、
6 級	本庁課長	課長代理	課長	部長、部次長
5 級	副参事		1/八 戊	課長
4級	主幹	係 長	課長代理	課長代理
3級	主任	N X	係 長	係 長
2級	主事	主 任	主 任	主 任
1級	技師	係員	係員	係員

別表第3 各年度における扶養手当の月額

(単位:円)

扶養親	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
	行政職給料表7級以下	13,000	10,000	6, 500	6, 500	6, 500
配偶者	行政職給料表8級	13, 000	10,000	6, 500	3, 500	3, 500
	行政職給料表 9 級	13,000	10,000	6, 500	3, 500	(支給しない)
	子	6, 500	8,000	10,000	10,000	10,000
	行政職給料表7級以下	6, 500	6, 500	6, 500	6, 500	6, 500
父母等	行政職給料表8級	6, 500	6, 500	6, 500	3, 500	3, 500
	行政職給料表 9 級	6, 500	6, 500	6, 500	3, 500	(支給しない)

注:1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、行政職給料表以外の各給料表でこれらに相当する等級を含む。

² 職員に配偶者がない場合の扶養親族 1 人に係る月額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

別紙第2

勧 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

- ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,800円とすること。
- イ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する 支給月額の限度を50,600円とすること。

(2) 扶養手当について

ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(イにおいて「特定職員」という。)にあっては、3,500円)とし、子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号)第9条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき10,000円とすること。

- イ 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当 の月額を1人につき3,500円とすること。
- ウ 職員に配偶者がない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000 円とする取扱いを廃止すること。
- エ 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が9級であるもの及び 同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当する ものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当(子に係 る手当を除く。)を支給しないこと。

(3) 期末手当及び勤勉手当について

- ア 平成28年12月期の支給割合
 - (ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分(特定幹部職員 にあっては、1.1月分)とすること。
 - (イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.425月分(特定幹部職員にあっては、0.525月分)とすること。
 - (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
- イ 平成29年6月期以降の支給割合
 - (ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分(特定幹部職員にあっては、1.05月分)とすること。
 - (イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分(特定幹部職員にあっては、0.5月分)とすること。
 - (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

第2 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の (3)のアについては平成28年12月1日から、第1の2の(2)及び(3)のイについては、平成29年4月1日から実施すること。

2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第1の2の(2)のア中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(イにおいて「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、第1の2の(2)のイ中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第1の2の(2)のウ中「11,000円とする取扱を廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、第2の2の(2)のエ中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第1の2の(2)のア中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(イにおいて「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、第1の2の(2)のイ中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の2の(2)のエ中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の2の(2)のエ中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

別記

行政職給料表

職員の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
分分	号 給	給料月額	給料月額							
	1	147,300	197,800	234,200	267,400	293,400	324,000	368,100	413,600	463,900
	2	148,400	199,600	235,800	269,300	295,600	326,200	370,700	416,000	467,000
	3	149,600	201,400	237,300	271,100	297,900	328,500	373,200	418,500	470,000
	4	150,700	203,100	238,900	273,200	300,000	330,700	375,800	420,900	473,000
	5	151,900	204,700	240,400	275,000	302,000	332,900	377,800	422,800	476,000
	6	153,000	206,500	242,100	276,900	304,300	334,900	380,300	425,100	479,000
	7	154,100	208,300	243,600	278,800	306,600	337,100	382,600	427,200	482,000
	8	155,200	210,100	245,200	280,900	308,800	339,300	385,100	429,400	485,100
	9	156,300	211,700	246,600	283,000	310,900	341,400	387,600	431,400	487,800
	10	157,700	213,500	248,100	285,000	313,200	343,600	390,300	433,500	490,900
	11	159,100	215,300	249,700	287,100	315,400	345,700	392,900	435,600	493,900
	12	160,400	217,000	251,100	289,100	317,700	347,900	395,600	437,700	497,000
	13	161,700	218,600	252,600	291,100	319,800	349,800	398,000	439,400	499,700
	14	163,200	220,500	254,100	293,200	321,900	351,800	400,300	441,200	502,000
	15	164,700	222,400	255,400	295,200	324,100	353,900	402,500	443,200	504,300
	16	166,300	224,300	256,800	297,200	326,200	355,900	404,900	445,200	506,600
	17	167,700	225,900	258,300	299,200	328,300	357,700	406,700	447,100	508,700
	18	169,200	227,600	260,000	301,200	330,300	359,700	408,700	448,900	510,100
	19	170,700	229,200	261,700	303,300	332,400	361,500	410,600	450,700	511,600
	20	172,200	230,800	263,500	305,300	334,400	363,400	412,400	452,400	513,000
再任職以の	21	173,600	232,300	265,100	307,300	336,300	365,400	414,300	454,200	514,200
	22	176,300	234,000	266,900	309,400	338,400	367,300	416,100	455,700	515,600
	23	179,000	235,600	268,600	311,400	340,400	369,300	417,900	457,100	517,100
	24	181,700	237,200	270,300	313,500	342,500	371,200	419,800	458,600	518,600
外の職員	25	184,400	238,500	272,300	315,300	344,000	373,200	421,600	460,000	519,700
	26	186,100	240,000	274,200	317,400	345,900	375,100	423,100	461,300	520,800
	27	187,800	241,400	276,000	319,500	347,800	377,100	424,600	462,600	522,000
	28	189,500	242,700	277,800	321,500	349,700	379,100	426,200	463,800	523,200
	29	191,000	244,000	279,500	323,400	351,400	380,600	427,800	464,800	524,200
	30	192,800	245,200	281,400	325,400	353,300	382,400	429,100	465,500	525,100
	31	194,600	246,200	283,300	327,500	355,200	384,200	430,400	466,300	526,000
	32	196,200	247,400	285,000	329,600	357,000	385,800	431,600	467,000	526,900
	33	197,800	248,700	286,700	331,000	358,900	387,600	432,800	467,700	527,700
	34	199,300	249,900	288,600	333,000	360,700	389,000	434,100	468,500	528,600
	35	200,800	251,100	290,400	334,900	362,500	390,500	435,400	469,200	529,300
	36	202,200	252,400	292,300	337,000	364,200	392,100	436,600	469,800	529,800
	37	203,500	253,300	293,900	338,900	365,600	393,500	437,800	470,300	530,500
	38	204,800	254,700	295,600	340,800	366,900	394,700	438,600	470,900	531,100
	39	206,100	256,100	297,400	342,800	368,300	395,900	439,400	471,500	531,900
	40	207,400	257,600	299,200	344,700	369,700	397,000	440,200	472,100	532,500
	41 42 43 44	208,600 209,900 211,100 212,300	259,000 260,400 261,800 263,100	300,900 302,600 304,200 305,800	346,600 348,500 350,300 352,200	371,000 371,900 373,000 374,100	398,100 399,300 400,500 401,600	440,800 441,500 442,200 442,900	472,600 473,100 473,500 473,800	533,000
	45 46 47 48	213,500 214,800 216,000 217,200	264,300 265,600 267,000 268,300	307,500 309,200 310,800 312,500	353,700 355,100 356,600 358,100	374,900 375,800 376,700 377,600	402,300 403,000 403,700 404,400	443,700 444,500 444,900 445,600	474,100	

職員 の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額						
	49 50 51 52	218,300 219,400 220,400 221,500	269,600 270,700 272,000 273,300	313,600 315,100 316,600 318,200	359,700 360,500 361,700 362,700	378,500 379,300 380,100 380,900	405,000 405,600 406,100 406,500	446,100 446,500 446,900 447,300	円	Д
	53 54 55 56	222,500 223,400 224,100 225,000	274,300 275,400 276,700 278,000	319,800 321,400 323,000 324,500	363,600 364,700 365,600 366,700	381,600 382,300 383,000 383,700	406,900 407,200 407,500 407,800	447,700 448,100 448,500 448,800		
	57 58 59 60	225,600 226,500 227,400 228,300	279,100 280,100 281,100 282,200	326,000 327,200 328,400 329,600	367,600 368,300 369,000 369,700	384,200 384,800 385,400 386,100	408,100 408,400 408,700 409,000	449,100 449,500 449,800 450,100		
	61 62 63 64	229,100 230,100 230,800 231,600	283,400 284,400 285,300 286,300	330,300 331,200 332,000 332,800	370,100 370,700 371,400 372,100	386,500 387,200 387,800 388,400	409,300 409,600 409,900 410,200	450,400		
	65 66 67 68	232,300 233,100 234,000 234,900	287,000 287,900 288,600 289,500	333,700 334,100 334,800 335,600	372,400 373,100 373,800 374,500	388,800 389,400 390,000 390,600	410,500 410,800 411,100 411,400			
	69 70 71 72	235,600 236,200 236,700 237,400	290,500 291,300 292,100 292,900	336,400 337,100 337,800 338,500	374,800 375,400 376,100 376,700	391,000 391,500 392,000 392,600	411,600 411,900 412,200 412,500			
再用員外職	73 74 75 76	238,000 238,600 239,200 239,800	293,700 294,200 294,600 295,100	339,000 339,600 340,100 340,700	377,000 377,600 378,300 378,900	392,900 393,300 393,700 394,100	412,700 413,000 413,300 413,500			
	77 78 79 80	240,500 241,300 242,100 242,800	295,200 295,600 295,800 296,200	341,000 341,500 341,900 342,400	379,300 379,800 380,400 380,900	394,400 394,700 395,000 395,300	413,700 414,000 414,300 414,500			
	81 82 83 84	243,500 244,200 244,900 245,600	296,400 296,600 297,000 297,300	342,800 343,300 343,800 344,300	381,400 382,000 382,500 382,800	395,500 395,800 396,100 396,300	414,700 415,000 415,300 415,500			
	85 86 87 88	246,200 246,900 247,600 248,300	297,600 297,900 298,200 298,600	344,600 345,000 345,500 345,900	383,200 383,700 384,100 384,500	396,500 396,800 397,100 397,300	415,700			
	89 90 91 92	249,000 249,500 249,900 250,400	298,900 299,300 299,600 300,000	346,200 346,600 347,100 347,500	384,900 385,400 385,800 386,200	397,500 397,800 398,100 398,300				
	93 94 95 96	250,700	300,100 300,300 300,700 301,100	347,700 348,100 348,600 349,000	386,500	398,500				
	97 98 99 100		301,300 301,600 302,000 302,400	349,100 349,600 350,000 350,300						

職員 の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再用員外職	101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120	円 円	302,600 302,900 303,300 303,800 304,100 304,500 305,400 305,400 305,800 306,200 306,500 306,500 306,500 307,400 307,400 307,600 307,600 307,900 308,200 308,800 309,100 309,400	350,600 351,000 351,400 351,800 352,300 352,700 353,100 353,500 354,400 354,700 355,500 355,500	円 円	円 円	円 円	円 円	円 円	円
再任 用職 員		190,600	218,400	260,700	280,100	295,200	320,600	362,300	395,400	446,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
の区 分	号 給	給料月額								
7	1 2 3 4	円 170,900 172,600 174,400 176,100	月 186,800 188,600 190,400 192,200	円 213,600 215,600 217,600 219,600	円 253,100 254,900 256,700 258,500	円 298,000 299,900 301,900 304,100	円 324,200 326,300 328,500 330,600	円 352,600 354,800 357,100 359,300	円 388,200 390,300 392,300 394,300	円 428,700 430,500 432,400 434,300
	5	177,700	194,200	221,500	260,200	305,800	332,900	361,300	396,000	435,700
	6	179,600	196,500	223,500	262,000	307,900	335,100	363,400	397,900	437,400
	7	181,400	198,800	225,500	263,800	310,000	337,400	365,600	399,600	439,000
	8	183,300	201,100	227,400	265,600	312,200	339,600	367,800	401,300	440,500
	9	185,100	203,400	229,400	267,100	314,200	341,500	369,700	403,000	442,100
	10	186,800	206,000	231,200	268,900	316,400	343,800	371,900	405,000	443,800
	11	188,500	208,500	233,000	270,300	318,700	346,000	374,000	407,000	445,400
	12	190,200	211,000	234,800	271,600	320,800	348,300	376,200	409,100	447,000
	13	192,100	213,400	236,500	273,200	322,900	350,300	378,200	410,800	448,100
	14	194,300	215,200	238,300	274,600	325,200	352,400	380,300	412,900	449,700
	15	196,400	217,000	240,100	275,700	327,400	354,600	382,500	414,900	451,500
	16	198,600	218,800	242,000	277,000	329,600	356,700	384,600	417,000	453,300
	17	200,800	220,600	243,600	278,000	331,500	358,900	386,300	418,700	454,900
	18	203,200	222,500	245,400	279,400	333,800	360,900	388,300	420,400	456,700
	19	205,600	224,300	247,200	280,800	335,900	363,000	390,200	422,100	458,500
	20	208,000	226,000	249,000	282,200	338,200	365,100	392,200	423,700	460,200
再任	21	210,600	227,700	250,700	283,500	340,200	367,000	394,000	425,400	461,800
	22	212,400	229,500	252,200	284,900	342,200	369,000	396,100	427,000	463,500
	23	214,200	231,300	253,700	286,200	344,300	371,000	398,200	428,400	465,100
	24	216,000	233,100	255,100	287,700	346,300	373,100	400,200	429,900	466,900
世職以の員	25	217,700	234,700	256,300	288,900	348,300	374,900	401,900	431,200	468,400
	26	219,500	236,400	257,700	290,800	350,400	376,900	403,900	432,600	469,800
	27	221,300	238,000	259,100	292,800	352,400	378,900	406,000	434,100	471,300
	28	223,000	239,600	260,400	294,800	354,400	380,900	408,100	435,700	472,600
	29	224,800	241,000	261,600	296,700	356,400	382,800	409,600	437,000	473,800
	30	226,600	242,700	262,700	298,700	358,500	384,900	411,400	438,700	474,500
	31	228,400	244,400	264,000	300,500	360,500	387,000	413,100	440,400	475,200
	32	230,100	246,200	265,100	302,400	362,600	389,000	414,800	442,000	475,900
	33	231,800	247,800	265,800	304,200	364,200	390,900	416,500	443,400	476,400
	34	233,500	249,400	267,000	306,000	366,200	393,000	418,000	445,100	477,200
	35	235,100	251,000	268,100	307,900	368,100	395,100	419,600	446,800	477,900
	36	236,700	252,500	269,300	309,700	370,200	397,000	421,100	448,400	478,500
	37	238,100	253,800	270,200	311,500	372,100	398,700	422,400	449,800	478,800
	38	239,800	255,300	271,400	313,400	374,200	400,200	423,900	450,500	479,400
	39	241,500	256,600	272,400	315,300	376,200	401,500	425,400	451,200	479,900
	40	243,300	257,800	273,400	317,000	378,200	402,900	426,900	451,900	480,400
	41	244,900	259,000	274,600	318,900	380,200	404,100	428,400	452,300	480,900
	42	246,400	260,200	276,000	320,700	382,300	405,200	429,700	452,900	481,300
	43	247,900	261,300	277,300	322,600	384,400	406,200	431,000	453,600	481,700
	44	249,300	262,400	278,500	324,500	386,400	407,200	432,200	454,200	482,100
	45 46 47 48	250,500 251,700 252,800 253,900	263,300 264,400 265,500 266,700	279,600 281,100 282,600 284,200	326,200 328,100 330,000 331,800	388,100 389,800 391,400 393,100	408,400 409,600 410,700 411,900	433,200 433,900 434,700 435,500	455,000 455,700 456,200 456,700	482,400
	49 50 51 52	254,800 255,900 257,100 258,200	267,600 268,800 269,800 270,900	286,000 287,700 289,400 290,900	333,400 335,000 336,500 338,200	394,500 395,500 396,500 397,500	413,200 414,000 414,800 415,500	436,000 436,400 436,800 437,100	457,200 457,500 457,800 458,200	

職員	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	 7 級	8 級	9 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額							
	73 // 14	円	円	円 円	円	円	円	円	円	円
	53	259,000	272,100	292,400	339,800	398,800	416,000	437,400	458,600	
	54 55	260,200 261,100	273,100 274,500	294,200 295,900	341,500 343,300	399,900 401,000	416,700 417,400	437,800 438,100	458,800 459,100	
	56	262,300	274,300	297,600	345,100	402,200	418,000	438,400	459,300	
	- 7				·					
	57 58	263,300 264,300	276,700 278,300	299,200 300,900	346,200 347,900	403,500 404,300	418,700 419,100	438,700 439,000	459,700 459,900	
	59	265,100	279,700	302,700	349,500	405,100	419,700	439,300	460,100	
	60	266,100	281,300	304,500	351,100	405,800	420,300	439,600	460,300	
	61	267,200	282,900	305,900	352,700	406,300	420,700	439,900	460,700	
	62	268,200	284,500	307,700	354,400	407,000	421,300	440,200		
	63 64	269,300 270,200	286,100 287,600	309,500 311,200	356,100 357,800	407,700 408,400	421,800 422,300	440,500 440,800		
		·			·					
	65 66	271,300	289,100	312,700	359,400	408,700 409,400	422,800 423,400	441,100		
	67	272,500 273,700	290,500 292,000	314,400 315,900	361,000 362,600	410,100	423,400	441,400 441,700		
	68	275,000	293,400	317,600	364,200	410,700	424,300	442,000		
	69	276,200	295,000	319,100	365,400	411,100	424,700	442,200		
	70	277,600	296,500	320,500	366,800	411,600	425,000	442,500		
	71	279,000	298,100	322,000	368,100	412,200	425,300	442,800		
	72	280,300	299,700	323,500	369,500	412,700	425,600	443,100		
	73	281,600	300,900	324,400	370,700	413,200	425,900	443,300		
	$\frac{74}{75}$	283,000	302,300 303,800	326,000 327,500	371,900	413,600	426,200	443,600 443,900		
	75 76	284,400 285,600	305,300	329,200	373,200 374,500	414,100 414,600	426,500 426,800	444,200		
再任					·					
用職	77 78	286,800 288,000	306,400 307,900	331,000 332,700	375,800 377,000	415,100 415,600	427,000 427,300	444,400 444,700		
員以 外の	79	289,200	309,200	334,300	378,200	416,200	427,600	445,000		
職員	80	290,300	310,700	335,900	379,400	416,700	427,900	445,300		
	81	291,400	312,100	337,600	380,600	417,100	428,100	445,500		
	82	292,600	313,500	339,300	381,800	417,700	428,400	445,800		
	83 84	293,900 295,200	314,800 316,200	340,900 342,600	382,900 384,100	418,200 418,400	428,700 428,900	446,100 446,400		
	85 86	296,400 297,600	317,300 318,800	344,000 345,500	385,200 385,800	418,700 419,200	429,100 429,400	446,600		
	87	298,700	320,100	347,000	386,300	419,200	429,400			
	88	299,900	321,600	348,500	386,900	419,800	429,900			
	89	301,000	323,100	349,800	387,500	420,100	430,100			
	90	302,200	324,600	351,000	388,100	420,500	430,400			
	91	303,300	326,000	352,300	388,700	420,900	430,700			
	92	304,500	327,500	353,600	389,300	421,300	430,900			
	93	305,200	328,800	355,000	389,600	421,600	431,100			
	94 95	306,500 307,600	330,100 331,500	356,500 358,000	390,100 390,700					
	96	308,900	332,800	359,500	391,200					
	97	310,000	334,000	360,800	391,600					
	97 98	311,200	335,300	362,000	392,000					
	99	312,400	336,600	363,100	392,600					
	100	313,600	337,900	364,300	393,100					
	101	314,800	339,300	365,400	393,500					
	102	315,800	340,200	366,500	394,000					
	103 104	316,900 317,900	341,300 342,500	367,600 368,800	394,600 395,100					
	103 104	317,900	341,300 342,500	368,800	394,600 395,100					

職員	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
分	号 給	給料月額								
の区										
再任	145		367,500	0.0-7	00:-	04.1	00-	0.4-	0.0-	
用職員		244,700	256,600	260,800	294,500	311,000	325,100	348,600	383,800	415,400

備考この表は、警察官の職にある職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
の区	号 給 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	A 科月額 161,100 162,600 164,100 165,600 167,400 169,300 171,100 172,900 174,700 176,800 178,900 180,900 182,900 185,100 187,400 189,700 192,000 194,600 197,200 199,700 202,200 203,900 205,600 207,300 208,900 210,600 212,200 213,700 215,200 216,900 218,600 220,300 221,800 223,600	給料月額 205,900 207,600 209,300 211,000 212,900 214,600 216,300 217,900 219,600 221,500 223,300 225,100 226,800 228,800 230,800 232,800 234,600 237,300 240,000 242,700 245,400 248,300 251,100 253,800 256,400 259,000 261,500 263,800 271,100 273,300 275,500 277,700	給料月額 266,700 269,200 271,500 273,800 276,400 278,800 281,000 283,200 285,500 287,800 290,200 292,400 294,800 296,900 298,800 300,800 303,000 305,500 308,000 315,600 317,900 320,600 323,200 325,500 327,900 330,100 332,400 334,400 336,600 338,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800 340,800	給料月額 334,900 337,100 339,400 341,500 343,800 346,000 348,300 350,600 352,500 354,600 356,800 356,800 356,800 367,000 368,800 370,700 372,700 374,700 376,400 378,300 380,200 382,100 383,500 387,100 389,000 390,900 390,900 391,800 394,700 398,400 400,100	給料月額
	26 27 28 29 30 31 32	210,600 212,200 213,700 215,200 216,900 218,600 220,300 221,800	259,000 261,500 263,800 266,500 268,900 271,100 273,300 275,500	325,500 327,900 330,100 332,400 334,400 336,600 338,800 340,800	385,300 387,100 389,000 390,900 392,800 394,700 396,700	466,800 468,400 469,900 471,400 472,700 474,000 475,300 476,500
	41 42 43 44	235,800 237,600 239,400 241,100	291,900 294,300 296,600 299,100	357,800 359,900 361,900 364,000	410,700 412,100 413,400 414,900	

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	242,600	301,200	365,900	416,500	
	46	244,300	303,700	367,900	417,800	
	47	245,600	306,000	369,900	419,300	
	48	246,800	308,700	371,900	420,900	
			000,100		120,300	
	49	248,300	311,100	373,600	422,600	
	50	249,800	313,500	375,400	424,000	
	51	251,000	316,000	377,300	425,600	
	52	252,500	318,300	379,300	427,100	
	53	253,700	320,600	381,200	428,800	
	54	254,900	322,800	383,000	430,300	
	55	256,300	324,900	384,800	431,900	
	56	257,400	327,100	386,500	433,500	
	E7		·			
	57	258,700	329,300	388,000	435,000	
	58 50	259,800	331,400	389,600	436,500	
	59	260,900	333,600	391,300	437,700	
	60	262,100	335,600	393,000	438,900	
	61	263,400	337,700	394,200	440,100	
	62	264,700	339,800	395,600	441,400	
i	63	266,100	342,000	397,000	442,700	
	64	267,300	344,200	398,300	443,900	
	65	268,600	346,100	399,700	445,100	
	66	270,100	348,300	400,900	446,300	
再任	67	271,600	350,400	402,300	447,500	
用職	68	273,300	352,600	403,700	448,700	
員以 外の	69	274 200	254 500	405.000	440,000	
職員	70	274,800 276,200	354,500 356,400	405,000	449,900	
1942				406,300	451,100	
	71	277,600	358,500	407,700	452,300	
	72	279,000	360,500	409,000	453,500	
	73	280,100	362,200	410,300	454,600	
	74	281,500	364,100	411,700	455,200	
	75	282,900	365,900	413,100	455,700	
	76	284,100	367,800	414,400	456,200	
	77	285,500	369,700	415,600	456,700	
	78	286,700	371,400	416,800	,	
	79	287,900	373,100	418,100		
	80	289,100	374,700	419,500		
	81	290,200	376,200	420,800		
	82	291,400	377,700	422,000		
	83 94	292,600	379,200	423,000		
	84	293,800	380,600	424,200		
	85	295,000	381,700	425,400		
	86	296,100	383,100	426,600		
	87	297,200	384,500	427,800		
	88	298,400	385,800	428,800		
	89	299,600	387,100	429,900		
	90	300,700	388,400	430,900		
	91	301,900	389,600	431,900		
	92	303,100	390,900	432,900		

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	303,800	392,200	433,800		
	94	304,800	393,300	434,600		
	95	305,900	394,600	435,400		
	96	307,100	395,800	436,200		
	97	308,100	397,200	437,000		
	98	309,200	398,200	437,400		
	99 100	310,200 311,300	399,300 400,300	437,800 438,200		
	101	312,200	401,200	438,600		
	102	313,300	402,200	438,900		
	103	314,400	403,300	439,200		
	104	315,400	404,400	439,500		
	105	316,000	405,100	439,800		
	106	316,900	406,000	440,100		
	107	317,700	406,900	440,400		
	108	318,500	407,800	440,600		
	109	319,400	408,600	440,800		
	110	319,800	409,500			
	111	320,200	410,300			
	112	320,700	411,100			
	113	321,300	411,700			
	114	321,700	412,400			
再任	115	322,200	413,100			
用職 員以	116	322,700	413,800			
外の	117	323,300	414,400			
職員	118	323,800	414,900			
	119	324,200	415,300			
	120	324,700	415,700			
	121	325,200	416,100			
	122	325,600	416,400			
	123	326,100	416,700			
	124	326,600	416,900			
	125	327,200	417,100			
	126	327,500	417,400			
	127	327,800	417,700			
	128	328,100	417,900			
	129	328,300	418,100			
	130	328,600	418,400			
	131	328,900	418,700			
	132	329,200	418,900			
	133	329,400	419,100			
	134	329,600	419,400			
	135	329,800	419,700			
	136	330,100	419,900			
	137	330,400	420,100			
	138	330,600	420,400			
	139	330,900	420,700			
	140	331,200	420,900			

職員の区	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再用員外職員	141 142 143 144 145 146 147 148	用 331,400 331,600 331,900 332,100 332,400 332,600 332,900 333,200 333,400	円 421,100 421,400 421,700 421,900 422,100	円	P	H
	150 151 152 153	333,600 333,900 334,200 334,400				
再任 用職員		239,100	280,200	308,900	337,000	421,100

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教育職給料表(二)

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
の区	月 給 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36	給料月額 円 161,100 162,600 164,100 165,600 167,400 169,300 171,100 172,900 174,700 176,800 178,900 180,900 182,900 187,400 189,700 192,000 194,600 197,100 199,700 202,200 203,900 205,600 207,300 208,900 210,500 212,100 213,600 215,100 216,800 218,400 220,100 221,600 223,300 224,900 224,900 226,500	給料月額	給料月額	給料月額 295,700 298,300 301,200 303,700 306,200 308,600 310,900 313,300 315,700 318,300 321,000 323,900 326,400 332,700 334,900 337,100 339,400 341,500 343,800 346,000 348,300 350,600 352,500 354,300 356,200 358,100 359,900 361,700 363,400 365,300 366,900 366,900 366,900 366,900 368,600 370,300 372,100	給料月額
	35	224,900	251,100	345,000	370,300	454,100

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円
İ	45	241,800	275,500	363,700	385,600	
	46	243,400	277,700	365,400	387,200	
	47	244,900	279,900	366,900	388,800	
	48	246,300	281,900	368,500	390,300	
	49	247,700	284,200	369,800	391,700	
	50	249,100	286,200	371,300	393,200	
	51	250,600	288,100	372,900	394,700	
	52	251,800	290,100	374,500	396,100	
	53		291,900	376,000		
	53 54	252,900 254,300	291,900	376,000	397,300 398,600	
	54 55	254,500 255,500	294,300	379,000	399,700	
	56	256,700	299,100	380,500	400,800	
	57	257,900	301,200	382,000	402,200	
	58 50	259,100	303,700	383,400	403,400	
	59	260,200	306,000	384,800	404,600	
	60	261,400	308,700	386,100	405,900	
	61	262,800	311,100	387,000	407,100	
	62	264,000	313,500	388,200	408,100	
	63	265,200	316,000	389,400	409,500	
	64	266,100	318,300	390,500	410,800	
	65	267,100	320,600	391,400	412,000	
l	66	268,500	322,800	392,600	413,100	
再任	67	269,900	324,900	393,600	414,300	
用職 員以	68	271,400	327,100	394,700	415,400	
外の	69	273,000	329,300	395,900	416,400	
職員	70	274,500	331,400	396,900	417,600	
	71	276,000	333,600	398,000	418,800	
	72	277,400	335,600	399,200	420,000	
	73	278,500	337,700	400,200	420,600	
	74	279,700	339,800	401,300	421,400	
	75	281,000	342,000	402,400	422,100	
	76	282,200	344,200	403,500	422,600	
	77	283,600	346,000	404,400	422,900	
	78	284,700	347,900	405,300	423,300	
	79	285,900	349,800	406,300	423,700	
	80	287,100	351,600	407,300	424,100	
	81	288,300	353,400	408,100	424,400	
	82	289,200	355,200	408,900	424,800	
	83	290,400	356,800	409,600	425,200	
	84	291,600	358,600	410,400	425,500	
	85	292,600	359,900	411,100	425,800	
	86	293,500	361,500	411,900	426,200	
	87	294,400	363,000	412,600	426,600	
	88	295,400	364,500	413,300	426,900	
	89	296,500	365,900	413,900	427,200	
	90	297,400	367,200	414,600	427,500	
1	91	298,300	368,600	415,100	427,800	
	92	299,200	370,000	415,800	428,000	

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円
	93	299,600	371,500	416,200	428,200	
	94	300,300	372,800	416,600		
	95	301,000	374,100	416,900		
	96	301,800	375,300	417,200		
	97	302,600	376,300	417,500		
	98	303,400	377,300	417,800		
	99	304,200	378,300	418,100		
	100	304,900	379,300	418,300		
	101	305,800	380,200	418,500		
	102	306,300	381,200	418,800		
	103	306,800	382,200	419,100		
	104	307,300	383,200	419,300		
	105	307,500	384,000	419,500		
	106	307,900	384,900	419,800		
	107 108	308,200	385,800	420,100		
		308,400	386,800	420,300		
	109	308,600	387,600	420,500		
	110	308,800	388,600			
	111 112	309,100 309,400	389,600 390,600			
	113	309,600	391,200			
田田	114 115	309,800	392,100			
再任 用職	116	310,000 310,300	393,000 393,900			
員以						
外の 職員	117 118	310,600 310,900	394,700 395,400			
THAS	119	310,900	396,200			
	120	311,500	397,000			
	121	311,600	397,600			
	122	311,800	398,400			
	123	312,100	399,100			
	124	312,400	399,800			
	125	312,600	400,400			
	126		401,100			
	127		401,600			
	128		402,200			
	129		402,900			
	130		403,500			
	131		404,000			
	132		404,500			
	133		404,800			
	134 135		405,100 405,400			
	136		405,700			
	137		406,000			
	137		406,300			
	139		406,600			
	140		406,900			

職員の区	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再用員外職	141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156	巴	円 407,200 407,500 407,800 408,100 408,300 408,600 408,900 409,100 409,300 409,600 409,900 410,100 410,300 410,600 410,900 411,100 411,300	円	P	円
再任 用職 員		230,200	277,000	304,000	330,300	411,100

備考

- 1 この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	161,100	177,200	266,700	295,700	412,600
	2	162,600	179,300	269,200	298,300	414,100
	3	164,100	181,400	271,500	301,200	415,600
	4	165,600	183,600	273,800	303,700	417,100
	5	167,400	185,700	276,400	306,200	418,500
	6	169,300	187,900	278,800	308,600	419,900
	7	171,100	190,100	281,000	310,900	421,400
	8	172,900	192,300	283,200	313,300	423,000
	9	174,700	194,700	285,500	315,700	424,400
	10	176,800	197,500	287,800	318,300	425,800
	11	178,900	200,300	290,200	321,000	427,200
	12	180,900	203,000	292,400	323,900	428,500
	13	182,900	205,900	294,800	326,400	429,800
	14	185,100	207,600	296,900	328,400	431,200
	15	187,400	209,300	298,800	330,400	432,600
	16	189,700	211,000	300,800	332,700	434,000
	17	192,000	212,900	303,000	334,900	435,200
	18	194,600	214,600	305,500	337,100	436,500
	19	197,100	216,300	308,000	339,400	437,700
	20	199,700	217,900	310,700	341,500	439,000
再任	21	202,200	219,600	313,000	343,800	440,100
用職 員以	22	203,900	221,500	315,600	346,000	441,300
外の	23	205,600	223,300	317,900	348,300	442,600
職員	24	207,300	225,100	320,600	350,600	443,900
	25	208,900	226,800	323,200	352,500	445,200
	26	210,500	228,800	325,500	354,300	446,400
	27	212,100	230,800	327,900	356,200	447,400
	28	213,600	232,800	330,100	358,100	448,500
	29	215,100	234,600	332,400	359,900	449,700
	30	216,800	237,300	334,400	361,700	450,500
	31	218,400	240,000	336,600	363,400	451,300
	32	220,100	242,700	338,800	365,300	452,200
	33	221,600	245,400	340,800	366,900	453,100
	34	223,300	248,300	342,900	368,600	453,600
	35	224,900	251,100	345,000	370,300	454,100
	36	226,500	253,800	347,000	372,100	454,600
	37	228,000	256,400	349,000	374,000	455,100
	38	229,700	259,000	350,900	375,500	
	39	231,400	261,500	352,900	377,000	
	40	233,100	263,800	354,800	378,600	
	41	234,800	266,500	356,600	379,800	
	42	236,600	268,900	358,400	381,200	
	43	238,400	271,100	360,200	382,600	
	44	240,100	273,300	361,900	384,100	

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円
İ	45	241,800	275,500	363,700	385,600	
	46	243,400	277,700	365,400	387,200	
	47	244,900	279,900	366,900	388,800	
	48	246,300	281,900	368,500	390,300	
	49	247,700	284,200	369,800	391,700	
	50	249,100	286,200	371,300	393,200	
	51	250,600	288,100	372,900	394,700	
	52	251,800	290,100	374,500	396,100	
	53		291,900	376,000		
	53 54	252,900 254,300	291,900	376,000	397,300 398,600	
	54 55	254,500 255,500	294,300	379,000	399,700	
	56	256,700	299,100	380,500	400,800	
	57	257,900	301,200	382,000	402,200	
	58 50	259,100	303,700	383,400	403,400	
	59	260,200	306,000	384,800	404,600	
	60	261,400	308,700	386,100	405,900	
	61	262,800	311,100	387,000	407,100	
	62	264,000	313,500	388,200	408,100	
	63	265,200	316,000	389,400	409,500	
	64	266,100	318,300	390,500	410,800	
	65	267,100	320,600	391,400	412,000	
l	66	268,500	322,800	392,600	413,100	
再任	67	269,900	324,900	393,600	414,300	
用職 員以	68	271,400	327,100	394,700	415,400	
外の	69	273,000	329,300	395,900	416,400	
職員	70	274,500	331,400	396,900	417,600	
	71	276,000	333,600	398,000	418,800	
	72	277,400	335,600	399,200	420,000	
	73	278,500	337,700	400,200	420,600	
	74	279,700	339,800	401,300	421,400	
	75	281,000	342,000	402,400	422,100	
	76	282,200	344,200	403,500	422,600	
	77	283,600	346,000	404,400	422,900	
	78	284,700	347,900	405,300	423,300	
	79	285,900	349,800	406,300	423,700	
	80	287,100	351,600	407,300	424,100	
	81	288,300	353,400	408,100	424,400	
	82	289,200	355,200	408,900	424,800	
	83	290,400	356,800	409,600	425,200	
	84	291,600	358,600	410,400	425,500	
	85	292,600	359,900	411,100	425,800	
	86	293,500	361,500	411,900	426,200	
	87	294,400	363,000	412,600	426,600	
	88	295,400	364,500	413,300	426,900	
	89	296,500	365,900	413,900	427,200	
	90	297,400	367,200	414,600	427,500	
1	91	298,300	368,600	415,100	427,800	
	92	299,200	370,000	415,800	428,000	

職員	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円
	93	299,600	371,500	416,200	428,200	
	94	300,300	372,800	416,600		
	95	301,000	374,100	416,900		
	96	301,800	375,300	417,200		
	97	302,600	376,300	417,500		
	98	303,400	377,300	417,800		
	99	304,200	378,300	418,100		
	100	304,900	379,300	418,300		
	101	305,800	380,200	418,500		
	102	306,300	381,200	418,800		
	103	306,800	382,200	419,100		
	104	307,300	383,200	419,300		
	105	307,500	384,000	419,500		
	106	307,900	384,900	419,800		
	107 108	308,200	385,800	420,100		
		308,400	386,800	420,300		
	109	308,600	387,600	420,500		
	110	308,800	388,600			
	111 112	309,100 309,400	389,600 390,600			
	113	309,600	391,200			
田田	114 115	309,800	392,100			
再任 用職	116	310,000 310,300	393,000 393,900			
員以						
外の 職員	117 118	310,600 310,900	394,700 395,400			
THAS	119	310,900	396,200			
	120	311,500	397,000			
	121	311,600	397,600			
	122	311,800	398,400			
	123	312,100	399,100			
	124	312,400	399,800			
	125	312,600	400,400			
	126		401,100			
	127		401,600			
	128		402,200			
	129		402,900			
	130		403,500			
	131		404,000			
	132		404,500			
	133		404,800			
	134 135		405,100 405,400			
	136		405,700			
	137		406,000			
	137		406,300			
	139		406,600			
	140		406,900			

職員の区	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再用員外職員	141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156	P	407,200 407,500 407,500 407,800 408,100 408,300 408,600 408,900 409,100 409,300 409,600 409,900 410,100 410,300 410,600 410,900 411,100 411,300	P	円	P
再任 用職 員		230,200	277,000	304,000	330,300	411,100

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,400	197,700	283,700	335,200	393,400
	2	148,500	200,400	286,100	337,400	396,300
	3	149,700	202,800	288,500	339,600	399,000
	4	150,800	205,200	290,900	341,600	401,800
	5	152,000	207,700	293,200	343,500	404,000
	6	153,300	210,000	295,400	345,600	406,700
	7	154,600	212,200	297,400	347,700	409,400
	8	155,900	214,400	299,400	349,700	412,100
	9	157,000	216,500	301,600	351,600	414,700
	10	158,800	218,800	304,200	353,600	417,300
	11	160,400	221,300	306,800	355,700	420,000
	12	162,000	223,600	309,600	357,700	422,800
	13	163,500	225,700	311,800	359,700	425,400
	14	165,500	228,100	314,400	361,600	428,100
	15	167,400	230,500	316,900	363,400	430,900
	16	169,400	232,900	319,700	365,300	433,600
	17	171,200	235,100	322,300	367,200	436,100
	18	173,400	237,900	324,500	369,100	438,700
	19	175,700	240,800	326,700	371,000	441,200
	20	177,800	243,600	328,800	373,000	443,800
	21	180,000	246,000	331,100	374,600	446,300
	22	182,400	248,600	333,100	376,600	448,900
再任	23	184,800	251,000	335,100	378,400	451,500
用職 員以	24	187,100	253,700	337,100	380,300	454,000
外の	25	189,200	256,400	339,200	381,800	456,200
職員	26	191,500	258,800	341,100	383,500	458,500
	27	193,600	261,100	342,900	385,400	461,000
	28	195,700	263,300	344,800	387,300	463,500
	29	197,800	266,000	346,700	389,100	466,000
	30	199,600	268,200	348,400	391,000	468,500
	31	201,400	270,100	349,900	392,900	471,000
	32	203,100	272,200	351,600	394,800	473,500
	33	204,800	274,100	353,000	396,400	475,800
	34	206,700	276,100	354,400	398,200	478,200
	35	208,600	278,200	355,900	399,800	480,600
	36	210,400	280,100	357,400	401,600	483,100
	37	212,100	282,000	358,700	402,800	485,500
	38	214,000	283,500	360,100	404,300	488,000
	39	215,900	284,700	361,400	405,700	490,400
	40	217,800	286,200	362,800	407,100	492,900
	41	219,600	287,600	363,600	408,500	495,200
	42	221,500	288,600	364,700	409,800	497,400
	43	223,400	289,600	365,900	411,300	499,600
	44	225,300	290,600	367,000	412,900	501,800
	45	226,900	291,300	368,200	414,300	503,500
	46	228,700	292,500	369,400	415,500	505,000
	47	230,400	293,700	370,700	417,100	506,600
	48	232,200	294,900	371,800	418,700	508,100

分区
49
84 279,300 333,000 399,700 85 280,400 333,500 400,200 86 281,500 334,000 400,700 87 282,800 334,500 401,200 88 284,000 335,000 401,900 89 285,000 335,300 402,300 90 286,200 335,800 91 287,300 336,300

等級	1 級			4 級	5 級
- 早 於 		2 級	3 級		
7 7 MH	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
		·			
	·	·			
100	295,500	340,500			
101	296,400	341,000			
102	297,100	341,500			
103	297,800	342,000			
104	298,500	342,500			
105	299,200	343,000			
106	299,700	343,400			
107	300,200	343,900			
108	300,700	344,300			
109	300,900	344,800			
110	301,300	345,200			
111		345,700			
112	301,900	346,100			
119	202 200	246 600			
		·			
116	303,100	347,900			
117	303,400	348,400			
118	303,800	348,800			
120	304,500	349,600			
191	304 800	350,000			
121	501,000	300,000			
	220,700	263,600	288,400	330,800	389,300
	102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120	97	97 293,000 339,000 98 293,900 339,500 99 294,600 340,000 100 295,500 340,500 101 296,400 341,000 102 297,100 341,500 103 297,800 342,000 104 298,500 343,000 105 299,200 343,400 106 299,700 343,400 107 300,200 343,900 108 300,700 344,800 110 301,300 345,200 111 301,600 345,700 112 301,900 346,600 114 302,500 347,000 115 302,800 347,500 116 303,100 348,400 118 303,800 348,800 119 304,100 349,600 120 304,500 349,600 220,700 263,600	97	97

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表 イ 医療職給料表(一)

職員の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	251,900	336,500	400,400	474,700
	2	254,400	339,500	403,100	477,000
	3	256,900	342,300	405,800	479,200
	4	259,400	345,200	408,400	481,500
	5	261,600	347,900	410,900	483,800
	6	265,400	351,100	413,600	486,000
	7	269,200	354,100	416,400	488,200
	8	272,900	357,100	419,100	490,400
	9	276,500	360,000	421,600	492,400
	10	280,500	362,800	424,300	494,500
	11	284,500	365,800	427,000	496,600
	12	288,400	368,900	429,700	498,700
	13	292,100	371,900	432,100	500,800
	14	296,100	375,400	434,600	502,900
	15	300,000	378,500	437,000	505,000
	16	303,800	382,100	439,500	507,100
	17	307,600	385,700	441,700	509,200
	18	311,200	388,200	444,100	511,200
	19	314,700	390,800	446,500	513,200
	20	318,300	393,300	448,900	515,200
	21	321,700	396,000	450,700	517,000
	22	325,300	398,600	453,100	518,800
	23	328,700	401,200	455,500	520,700
	24	332,100	403,600	457,800	522,600
再任 開 員 外 職 員	25 26 27 28	335,600 338,300 340,900 343,500	405,900 408,200 410,500 412,800	459,900 462,200 464,400 466,700	524,300 526,100 527,900 529,700
	29	346,100	415,100	468,900	531,500
	30	348,100	417,200	471,200	533,300
	31	350,200	419,200	473,500	535,100
	32	352,500	421,300	475,700	536,900
	33	354,800	423,400	477,700	538,500
	34	357,100	425,300	479,800	540,300
	35	359,200	427,300	481,900	542,000
	36	361,600	429,300	484,000	543,800
	37	364,000	431,300	486,100	545,400
	38	366,300	433,300	487,900	547,000
	39	368,500	435,300	489,700	548,400
	40	370,500	437,300	491,500	550,000
	41	372,600	439,200	493,200	551,500
	42	374,000	441,000	495,000	552,900
	43	375,500	442,700	496,800	554,300
	44	376,900	444,500	498,600	555,700
	45	378,400	446,400	500,200	556,900
	46	379,800	448,200	501,900	557,900
	47	381,300	450,000	503,700	558,900
	48	382,800	451,700	505,500	559,900
	49	384,000	453,500	507,100	561,000
	50	385,000	455,200	508,400	561,900
	51	386,000	457,000	509,700	562,800
	52	386,900	458,800	511,000	563,700

職員の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
の分 再用員外区 日職以の					
職以	66 67 68 69 70 71 72 73 74 75	396,400	472,800 473,500 474,200 474,600 475,300 476,000 476,700 477,100 477,700 478,400	524,700 525,600 526,500 527,400 528,300 529,200 530,100 530,900 531,800 532,700	575,400
	81 82 83 84 85 86 87 88		481,800 482,300 482,800 483,300 483,700 484,300 484,900 485,500	537,900 538,800 539,700 540,600 541,400 542,300 543,200 544,100	
	89 90 91 92 93 94 95 96		486,000 486,600 487,200 487,800 488,300 488,900 489,500 490,100	544,900	
再任 用職 員		297,700	340,100	394,500	467,500

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

口 医療職給料表(二)

職員の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
分	号 給	給料月額							
	1	152,900	191,200	226,400	253,200	288,500	335,900	380,700	446,800
	2	154,300	192,800	228,000	254,800	290,500	337,900	383,400	449,400
	3	155,700	194,400	229,600	256,300	292,700	340,100	386,000	451,900
	4	157,100	196,100	231,200	257,900	294,800	342,300	388,700	454,500
	5	158,300	197,600	232,700	259,100	297,000	344,300	391,100	456,900
	6	160,100	199,200	234,300	260,600	299,100	346,500	393,800	459,400
	7	161,900	200,800	235,900	262,000	301,200	348,600	396,400	461,900
	8	163,600	202,300	237,500	263,400	303,300	350,800	399,100	464,400
	9	165,300	203,800	238,800	264,700	305,300	352,700	401,200	466,800
	10	167,000	205,500	240,500	266,200	307,500	354,800	403,500	469,200
	11	168,800	207,100	242,000	267,500	309,600	357,000	405,700	471,800
	12	170,600	208,800	243,400	268,800	311,800	359,100	407,900	474,200
	13	172,100	210,300	245,000	270,200	314,000	360,700	410,000	476,700
	14	174,000	211,900	246,600	271,800	315,900	362,700	412,000	478,200
	15	176,000	213,500	248,100	273,600	318,000	364,600	414,000	479,500
	16	177,900	215,100	249,700	275,200	320,000	366,600	416,100	480,800
	17	179,900	216,400	250,800	276,800	322,100	368,500	417,900	482,000
	18	181,800	218,000	252,300	278,600	324,100	370,500	419,900	483,300
	19	183,600	219,700	253,700	280,400	326,200	372,500	421,800	484,600
	20	185,500	221,300	255,200	282,100	328,300	374,500	423,900	485,900
	21	187,500	222,800	256,700	283,900	330,200	376,300	425,700	487,100
	22	189,000	224,300	258,100	285,800	332,200	378,300	427,300	488,500
	23	190,500	225,800	259,400	287,500	334,100	380,400	428,900	489,900
	24	192,000	227,300	260,800	289,300	336,100	382,500	430,400	491,100
再任職以の	28 198,10		228,700 230,200 231,600 233,000	262,200 263,600 265,100 266,700	291,000 292,900 294,800 296,600	338,000 339,900 341,900 343,900	383,900 385,700 387,500 389,200	431,900 433,200 434,500 435,800	492,500 493,800 495,200 496,600
外の職員	29	199,500	234,400	268,300	298,600	345,400	391,000	437,100	498,000
	30	200,800	236,100	270,000	300,400	347,200	392,500	438,300	499,100
	31	202,100	237,600	271,600	302,200	348,900	394,100	439,500	500,200
	32	203,400	239,200	273,200	304,100	350,700	395,800	440,600	501,300
	33	204,600	240,600	274,700	305,800	352,400	397,100	441,800	502,400
	34	206,000	242,100	276,500	307,500	354,200	398,400	443,000	503,300
	35	207,400	243,500	278,200	309,300	356,100	399,700	444,200	504,200
	36	208,700	245,100	279,900	311,100	357,900	400,900	445,400	505,100
	37 38 39 40	209,800 211,100 212,300 213,500	246,500 248,100 249,500 251,000	281,300 283,000 284,700 286,300	312,600 314,300 315,900 317,500	359,700 361,400 363,000 364,700	402,000 403,200 404,300 405,400	446,700 447,500 447,900 448,600	506,100
	41 42 43 44	214,700 215,800 216,900 218,000	252,400 253,600 255,000 256,400	288,000 289,700 291,400 293,100	319,300 321,000 322,600 324,300	365,900 367,000 368,200 369,400	406,200 407,000 407,800 408,600	449,100 449,500 449,900 450,300	
	45 46 47 48	219,100 220,100 221,000 222,000	257,700 259,200 260,600 262,000	294,700 296,400 298,100 299,700	325,400 326,800 328,300 329,900	370,600 371,400 372,600 373,700	409,000 409,600 410,100 410,500	450,700 451,100 451,500 451,800	
	49 50 51 52	222,900 223,900 224,800 225,800	263,600 265,000 266,300 267,600	301,100 302,700 304,100 305,700	331,300 332,600 333,800 335,100	374,700 375,700 376,700 377,700	410,900 411,200 411,500 411,800	452,100 452,500 452,800 453,100	
	53 54 55 56	226,300 227,200 227,900 228,900	268,600 270,000 271,400 272,700	307,100 308,600 310,000 311,500	336,200 337,200 338,300 339,300	378,500 379,300 380,200 381,100	412,100 412,400 412,700 413,000	453,400	

職員 の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	57 58 59 60	円 229,700 230,600 231,300 232,100	円 273,800 275,100 276,400 277,700	円 312,700 313,900 315,100 316,500	円 339,800 340,700 341,500 342,400	円 381,600 382,400 383,200 384,000	円 413,300 413,600 413,900 414,300	円	H
	62 233, 63 234, 64 235,	233,000 233,800 234,600 235,600	278,700 279,900 281,200 282,500	317,800 319,000 320,300 321,500	343,200 343,500 344,100 344,800	384,400 385,100 385,800 386,500	414,500 414,800 415,100 415,400		
	65 66 67 68	236,200 238,700 239,300 240,200	283,600 284,700 285,700 286,800	322,900 323,700 324,500 325,300	345,400 346,100 346,800 347,500	386,900 387,500 388,200 388,800	415,600		
	69 70 71 72	241,400 242,200 243,000 243,700	287,900 289,000 290,100 291,200	325,900 326,600 327,300 327,900	348,200 348,700 349,300 349,900	389,200 389,700 390,200 390,700			
	73 74 75 76	244,300 244,900 245,500 246,100	292,000 292,700 293,300 294,100	328,600 328,800 329,400 330,000	350,200 350,800 351,300 351,900	391,300 391,800 392,400 393,000			
再任	77 78 79 80	246,300 246,900 247,500 248,100	294,900 295,500 296,100 296,700	330,600 331,100 331,600 332,100	352,400 352,900 353,400 353,800	393,500 394,000 394,500 395,000			
F用員外職 は職以の員	81 82 83 84	246,400 246,800 247,200 247,600	297,400 297,900 298,300 298,700	332,700 333,200 333,600 334,100	354,100 354,400 354,800 355,100	395,300 395,800 396,200 396,600			
	85 86 87 88	248,000	298,900 299,100 299,300 299,500	334,600 335,000 335,200 335,600	355,600 355,900 356,200 356,500	397,000			
	89 90 91 92		299,900 300,100 300,300 300,500	336,000 336,400 336,800 337,200	356,900 357,200 357,600 357,900				
	93 94 95 96		300,900 301,100 301,300 301,600	337,500 337,700 338,100 338,400	358,300 358,600 358,900 359,200				
	97 98 99 100		302,000 302,300 302,500 302,800	338,600 338,900 339,200 339,500	359,500 359,900 360,300 360,700				
	101 102 103 104		303,100 303,300 303,500 303,800	339,700 340,000 340,400 340,600	361,200 361,600 362,000 362,400				
	105 106 107 108		304,100	340,700 341,000 341,400 341,600	362,900				

職員 の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再用員外職	109 110 111 112	H	円	341,800 342,200 342,600 343,000	H	円	円	円	PI
	113			343,200					
再任 用職 員		191,800	218,800	251,200	264,800	291,300	332,200	374,400	435,900

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	165,900	193,800	241,800	264,600	290,000	335,100	379,600
	2	167,300	195,900	243,600	265,600	291,700	337,200	382,200
	3	168,800	198,000	245,400	266,500	293,400	339,300	384,900
	4	170,300	200,000	247,100	267,600	295,300	341,500	387,500
	5	171,800	202,200	248,500	268,400	297,100	343,600	389,700
	6	173,300	204,500	249,800	269,400	298,900	345,700	392,100
	7	174,800	206,800	251,000	270,200	300,800	347,900	394,400
	8	176,300	209,100	252,300	271,200	302,600	350,000	396,700
	9	177,700	211,600	253,400	272,300	304,500	351,600	398,700
	10	179,400	213,000	254,500	273,100	306,400	353,600	400,800
	11	181,000	214,400	255,400	274,200	308,200	355,500	403,000
	12	182,600	215,800	256,300	275,400	310,100	357,500	405,300
	13	184,200	217,000	257,600	276,700	311,800	359,500	407,200
	14	186,200	218,500	258,700	278,000	313,400	361,600	409,200
	15	188,200	220,000	259,500	279,200	315,200	363,700	411,400
	16	190,200	221,200	260,500	280,700	317,000	365,700	413,600
	17	192,500	222,500	261,300	282,000	318,800	367,700	415,600
	18	194,600	224,000	262,200	283,400	320,400	369,700	417,800
	19	196,700	225,400	263,200	284,600	322,100	371,800	420,000
	20	198,800	226,800	264,100	286,000	323,800	373,900	422,100
	21	201,000	228,200	265,000	287,600	325,300	375,600	424,000
	22	203,200	229,900	266,000	289,200	326,800	377,700	425,900
	23	205,400	231,600	266,900	290,700	328,400	379,800	427,700
	24	207,600	233,200	267,900	292,100	329,900	381,800	429,600
再任	25	209,700	234,600	269,100	293,400	331,500	383,800	431,300
用職	26	211,000	236,300	270,400	295,200	332,900	385,400	432,900
員	27	212,200	238,000	271,600	297,000	334,400	387,300	434,600
外の	28	213,400	239,700	272,900	298,700	336,000	389,200	436,200
職員	29	214,600	241,200	274,100	300,300	337,400	391,000	437,500
	30	215,800	242,600	275,600	301,900	338,900	392,700	438,800
	31	217,100	243,900	277,200	303,500	340,300	394,600	440,400
	32	218,300	245,000	278,600	305,200	341,800	396,400	441,900
	33	219,500	246,300	280,200	306,600	343,500	398,100	443,600
	34	220,800	247,400	281,700	308,100	345,000	399,800	445,200
	35	222,100	248,300	283,000	309,700	346,600	401,600	446,600
	36	223,400	249,400	284,300	311,300	348,100	403,300	448,000
	37	224,600	250,500	285,900	312,800	349,900	404,900	449,100
	38	226,000	251,600	287,300	314,200	351,500	406,600	450,400
	39	227,200	252,500	288,800	315,700	353,000	408,400	451,700
	40	228,500	253,600	290,200	317,300	354,600	410,200	453,100
	41	229,500	254,300	291,800	318,900	355,900	411,700	454,100
	42	230,900	255,200	293,300	320,300	357,400	413,200	454,800
	43	232,300	256,100	294,800	321,700	358,900	414,700	455,600
	44	233,700	257,000	296,400	323,200	360,300	416,000	456,200
	45	234,900	257,800	297,700	324,200	362,000	417,100	457,100
	46	236,300	258,800	299,100	325,600	363,000	418,200	457,800
	47	237,600	259,700	300,600	327,000	364,500	419,300	458,600
	48	238,900	260,700	302,100	328,500	365,800	420,500	459,400
	49	240,000	261,700	303,400	329,600	367,300	421,800	460,100
	50	241,100	262,900	304,700	331,000	368,700	422,900	460,800
	51	242,100	264,100	306,000	332,300	370,000	424,100	461,500
	52	243,200	265,300	307,400	333,600	371,400	425,200	462,300
	53	244,300	266,400	308,900	335,000	373,000	426,400	463,100
	54	245,400	267,900	310,200	336,400	374,200	427,400	463,900
	55	246,400	269,300	311,600	337,800	375,300	428,500	464,600
	56	247,400	270,700	313,000	339,100	376,500	429,600	465,300

職員	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	57 58 59 60	円 248,300 249,300 250,000 251,000	272,300 273,900 275,400 276,900	用 314,000 315,200 316,400 317,800	用 340,000 341,300 342,500 343,800	用 377,700 378,600 379,600 380,600	#430,700 431,200 431,800 432,200	円 466,100
	61 62 63 64	251,900 252,900 253,700 254,700	278,300 279,800 281,300 282,600	318,900 320,200 321,500 322,700	344,900 345,800 347,000 348,300	381,300 382,100 382,900 383,700	432,800 433,300 433,700 434,200	
	65 66 67 68	255,600 256,600 257,700 258,600	284,200 285,700 287,200 288,700	324,000 325,300 326,600 327,900	349,400 350,600 351,800 352,900	384,500 385,200 386,000 386,700	434,800 435,200 435,500 435,800	
	69 70 71 72	259,400 260,500 261,600 262,800	289,800 291,300 292,800 294,200	328,600 329,700 330,800 331,700	354,000 355,000 356,100 357,200	387,400 388,000 388,700 389,300	436,200	
	73 74 75 76	264,200 265,500 266,800 268,000	295,400 296,800 298,100 299,400	333,000 333,700 334,800 336,000	358,100 359,200 360,300 361,400	390,100 390,600 391,200 391,700		
	77 78 79 80	269,000 270,100 271,400 272,600	300,900 302,200 303,400 304,700	337,100 338,300 339,400 340,600	362,200 363,000 363,800 364,500	392,100 392,700 393,200 393,500		
再任職以	81 82 83 84	273,700 274,700 275,800 276,900	305,400 306,600 307,700 308,900	341,700 342,800 343,800 344,900	365,200 365,700 366,300 366,800	393,800 394,300 394,700 395,000		
外の職員	85 86 87 88	277,700 278,600 279,700 280,800	310,000 311,200 312,400 313,500	345,800 346,800 347,700 348,700	367,500 368,000 368,600 369,100	395,300 395,800 396,300 396,700		
	89 90 91 92	281,800 282,700 283,600 284,600	314,800 316,000 317,200 318,400	349,800 350,600 351,400 352,200	369,600 370,000 370,600 371,100	397,000 397,400 397,900 398,300		
	93 94 95 96	285,600 286,600 287,500 288,500	319,200 319,900 320,600 321,200	352,900 353,500 354,200 354,800	371,500 372,000 372,400 372,700	398,700		
	97 98 99 100	289,300 290,100 290,700 291,600	321,900 322,200 322,800 323,500	355,300 355,700 356,200 356,600	373,400 373,900 374,400 374,900			
	101 102 103 104	292,400 293,200 294,000 294,800	323,900 324,500 325,100 325,700	357,100 357,500 358,000 358,400	375,600 376,100 376,600 377,000			
	105 106 107 108	295,500 296,000 296,500 297,000	326,100 326,600 327,100 327,600	358,800 359,300 359,700 360,000	377,700 378,200 378,700 379,200			
	109 110 111 112	297,200 297,500 297,700 298,100	328,000 328,400 328,700 329,000	360,600 361,100 361,600 362,100	379,900 380,300 380,800 381,300			

職員	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	113 114 115 116	298,400 298,600 299,000 299,300	329,400 329,800 330,200 330,500	362,700 363,200 363,700 364,100	382,000 ^円	P.	P.I	H
	117 118 119 120	299,600 299,900 300,200 300,600	330,700 331,000 331,400 331,600	364,600 365,000 365,500 366,000				
	121 122 123 124	300,900 301,300 301,600 302,000	331,800 332,100 332,400 332,700	366,500 367,000 367,500 368,000				
	125 126 127 128	302,200 302,400 302,700 303,100	332,900 333,200 333,600 333,800	368,400				
	129 130 131 132	303,300 303,600 304,000 304,400	333,900 334,200 334,600 334,800					
	133 134 135 136	304,600 304,900 305,300 305,600	335,100 335,500 335,900 336,300					
再任 用職	137 138 139 140	305,800 306,100 306,500 306,800	336,600 337,000 337,400 337,800					
員以 外の 職員	141 142 143 144	307,000 307,400 307,800 308,100	338,100 338,500 338,800 339,200					
	145 146 147 148	308,200 308,500 308,800 309,200	339,500 339,900 340,300 340,700					
	149 150 151 152	309,400 309,600 309,900 310,200	341,000 341,400 341,800 342,200					
	153 154 155 156	310,600 310,800 311,000 311,300	342,500					
	157 158 159 160	311,600 311,900 312,200 312,500						
	161 162 163 164	312,900 313,200 313,500 313,800						
	165 166 167 168	314,200 314,500 314,800 315,100						
再任	169	315,500						
用職員		238,400	260,100	267,300	277,500	293,800	331,500	375,900

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員の給料表

号 給	給料 月額					
	円					
1	379,000					
2	427,000					
3	478,000					
4	539,000					
5	614,000					
6	716,000					
7	836,000					

第1号任期付研究員の給料表

号 給	給料 月額					
	円					
1	401,000					
2	461,000					
3	522,000					
4	602,000					
5	699,000					
6	797,000					

第2号任期付研究員の給料表

号 給	給料 月額					
	円					
1	335,000					
2	371,000					
3	399,000					

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1	職員紹	6 与関係	
	平成28年	- 職員給与実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第1表	給料表別、性別、学歴別の職員構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	第2表	給料表別の平均給与月額等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	第3表	給料表別、級別の平均給与月額等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第4表	給料表別の給料の調整額の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第5表	給料表別の扶養手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第6表	給料表別の地域手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	第7表	給料表別の住居手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	第8表	給料表別の通勤手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	第9表	給料表別の諸手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	第10表	給料表別、級別、号給別人員分布 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
	第11表	給料表別、級別、年齡別人員分布	27
	第12表	再任用職員の給料表別、級別人員分布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2	民間紹	3-5-関係	
	平成28年	職種別民間給与実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	第13表	産業別、企業規模別の調査事業所数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	第14表	職種別、学歴別、企業規模別の初任給 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	第15表	企業規模別、職種別、学歴別の給与額等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	第16表	民間における初任給の改定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	第17表	民間における給与改定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	第18表	民間における定期昇給制度の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	第19表	民間における定期昇給の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	第20表	民間における家族手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	第21表	民間における住宅手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	第22表	民間における月45時間を超え60時間を超えない	
		時間外労働の割増賃金率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		民間における特別給の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第24表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
3			
		- 4月の標準生計費算定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	参考	費目別、世帯人員別生計費換算乗数	63
4		经济関係	
	第26表	労働経済指標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	64

1 職員給与関係

平成28年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例(昭和 26 年条例第 18 号)等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ·岡山県職員給与条例(昭和26年条例第18号)
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第65号)
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第35条)
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年条例第36号)

3 調査基準日

平成28年4月1日現在

4 調査事項

- ①職員の経歴等に関する事項
 - ア年齢
 - イ 性別
 - ウ 最終学歴
 - 工 採用年月日
 - 才 経験月数
 - カ 適用給料表
 - キ級・号給
 - ク職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料 (平成18年4月1日の給料表切替等に伴う差額(経過措置額)を含む。)
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- 工 地域手当
- 才 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当(月額)
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- 夕 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

	[<u>Z</u> ;	分	計	性	別		学	图 別				
給料表	_	_	_	ΡΙ	男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒			
全給料表	職	員	数	人 22,666	13,588	9,078	19,525	851	2,281	9			
	構	成	比	% 100.0	59.9	40.1	86.1	3.8	10.1	0.0			
行 政 職	職	員	数	人 5,004 %	3,471	1,533	3,493	376	1,127	8			
	構	成	比	22.1	69.4	30.6	69.8	7.5	22.5	0.2			
公安職	職	員	数	人 3 , 521 %	3,180	341	2,278	169	1,073	1			
	構	成	比	76 15.5	90.3	9.7	64.7	4.8	30.5	0.0			
教育職(一)	職	員	数	人 4,026	2,412	1,614	3,864	81	81	-			
	構	成	比	% 17.8	59.9	40.1	96.0	2.0	2.0	-			
教育職(二)	職	員	数	人 56	30	26	55	1	-	-			
	構	成	比	% 0.2	53.6	46.4	98.2	1.8	_	_			
小中教育職	職	員	数	人 9,566	4,209	5,357	9,370	196	_	_			
	構	成	比	% 42.2	44.0	56.0	98.0	2.0	-	-			
研究職		員	数	人 221	188	33	219	2	-	-			
	構	成	比	% 1.0	85.1	14.9	99.1	0.9	_	_			
医療職(一)	職	員	数	人 26	18	8	26	-	_	_			
	構	成	比	% 0.1	69.2	30.8	100.0	_	_	_			
医療職(二)	職	員	数	人 148	78	70	129	19	_	_			
	構	成	比	% 0.7	52.7	47.3	87.2	12.8	_	_			
医療職(三)	職	員	数	人 98 火	2	96	91	7	_	-			
注·1 再任	構			% 0.4 k化铁红期点	2.0	98.0	92.9	7.1	_	_			

注:1 再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。) 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

	<u></u>		区	分	職員	数	年 齢	経験年数	給料	扶養手当	地域手当	計
<u>給米</u>	<u> </u>					人	歳	年	円	円	円	円
全	給	ì	料	表	22,66	66	42.6	20.0	352,051	9,334	4,844	366,229
行 		政		職	5,00)4	43.5	21.3	339,084	10,647	6,569	356,300
公		安		職	3,52	21	38.0	16.6	321,530	12,931	5,911	340,372
教	育	職	(–	-)	4,02	26	45.0	21.9	379,714	10,017	4,662	394,393
教	育	職	(_)	5	56	41.5	18.5	361,789	9,821	4,440	376,050
小	中	教	育	職	9,56	66	42.8	19.9	358,061	7,026	3,470	368,557
研		究		職	22	21	44.0	19.5	359,263	12,934	5,190	377,387
医	療	職	(–	-)	2	26	40.2	13.1	424,655	11,212	74,987	510,854
医	療	職	(=)	14	18	45.2	20.3	350,908	8,341	3,753	363,002
医	療	職	(=	Ξ)	Q C	98	42.5	19.5	348,170	2,867	2,510	353,547

注:給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
	1級	506	25.0	2.8	198,385
	2級	324	30.7	7.8	245,304
行	3級	1460	39.4	16.9	324,459
	4級	750	46.5	24.7	384,871
政	5級	1,285	51.0	28.9	416,292
職	6級	529	54.4	32.2	441,192
	7級	98	56.8	34.0	464,225
	8級	30	57.3	34.0	493,983
	9級	22	57.4	34.2	548,242

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
	1級	395	23.1	2.2	215,402
	2級	638	28.5	6.6	258,029
公	3級	758	34.7	12.9	306,405
	4級	946	42.1	20.7	382,773
安	5級	475	50.9	29.9	439,889
職	6級	187	51.4	30.4	459,698
刊权	7級	77	54.0	32.8	481,187
	8級	29	56.4	35.0	495,512
24- 4A In	9級	16	57.8	35.8	503,462

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
	1級	68	35.9	12.9	290,516
教育	2級	3,561	44.1	21.1	387,075
職	特2級	153	52.0	28.9	455,076
()	3級	168	54.2	31.2	487,751
	4級	76	57.3	34.2	501,709

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
+41	1級	-	=	=	-
教育	2級	47	39.7	16.6	363,394
職	特2級	6	50.5	27.8	427,329
()	3級	3	51.1	28.5	463,538
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
	1級	_	_	_	_
小 中	2級	8,116	40.7	17.8	353,240
教 育	特2級	309	51.0	28.1	432,736
職	3級	597	54.0	31.1	453,586
	4級	544	57.2	34.4	467,327

注:給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含む。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
研	1級	5	24.0	0.7	208,743
	2級	84	34.4	9.5	312,839
究	3級	99	48.9	24.5	411,870
職	4級	26	56.2	32.4	453,930
	5級	7	58.8	34.7	500,458

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
医	1級	11	28.8	3.0	381,767
療	2級	6	38.2	11.4	492,362
職	3級	2	47.6	16.6	593,652
()	4級	7	57.7	29.4	705,898

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	
		人	歳	年	円
	1級	-	_	-	-
医	2級	26	30.9	4.5	237,883
	3級	7	38.6	13.0	311,382
療	4級	27	40.6	15.1	343,782
職	5級	68	50.0	25.8	402,300
(<u></u>)	6級	17	55.8	31.4	431,025
	7級	3	58.3	33.8	464,631
	8級	_	_	_	_

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験 年 数	平均給与 月 額
		人	歳	年	円
	1級	_	-	_	_
医	2級	14	25.3	2.4	221,602
療	3級	13	29.7	6.4	254,390
職	4級	20	39.0	15.1	312,979
(三)	5級	39	50.6	28.1	424,455
	6級	12	55.9	33.3	452,070
	7級	_	_	_	_

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区分			受 糸	合 者			
		調	整数別)	人員		1人当たり	非受給者
給料表	1	2	3	4	計	手当額	
+ 101 A& A	人	人	人	人	人	円	人
全給料表	2,156	60	19	7	2,242	11,490	20,424
行 政 職	47	45	16	7	115	18,334	4,889
公 安 職	0	0	3	0	3	32,700	3,518
教育職(一)	1,135	0	0	0	1,135	11,048	2,891
教育職(二)	0	0	0	0	0	0	56
小中教育職	946	0	0	0	946	11,005	8,620
研 究 職	27	3	0	0	30	11,123	191
医療職(一)	0	0	0	0	0	0	26
医療職(二)	1	12	0	0	13	19,892	135
医療職(三)	0	0	0	0	0	0	98

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

 	区分	}	受 糸	合 者		扶 養	親族		職員1人	
給料	斜表		人員	1人当たり 手当額	配偶者	扶養親族でな い配偶者があ る場合の1人	配偶者がない場合の1人	左記以外	当たり扶養親族数	非受給者
			人	円	人	人	人	人	人	人
全	給 料	表	10,453	20,240	5,787	4,264	402	11,646	1.0	12,213
行	政	職	2,559	20,820	1,472	988	99	2,978	1.1	2,445
公	安	職	2,137	21,306	1,651	464	22	2,716	1.4	1,384
教	育職(一	.)	1,961	20,565	979	888	94	2,167	1.0	2,065
教	育職(二	.)	28	19,821	13	13	2	33	1.1	28
小	中教育	職	3,542	18,977	1,552	1,815	175	3,491	0.7	6,024
研	究	職	136	21,018	80	53	3	164	1.4	85
医	療職(一	.)	12	24,292	10	2	_	19	1.2	14
医	療職(二	.)	62	19,911	27	29	6	66	0.9	86
医	療職(三	()	16	17,563	3	12	1	12	0.3	82

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

	区 分				受 糸	合 者				
`				支 紿	~率 別 。	人員			1人当たり	非受給者
給料表		20%	16%	12%	10%	6%	3%	計	手当額	
Λ	\r\ +:	人	人	人	人	人	人	人	円	人
全 給	料 表	20	35	1	4	2	9,458	9,520	11,533	13,146
行 耳	汝 職	17	8	1	1	2	2,835	2,864	11,333	2,140
公 多	安 職	3	1	_	3	_	2,001	2,008	10,346	1,513
教育職	哉 (一)	_	_	_	_	_	1,520	1,520	12,393	2,506
教育職	哉 (二)	_	_	_	_	_	21	21	11,961	35
小中	数 育 職	_	-	-	_	-	2,904	2,904	11,553	6,662
研	宪 職	_	-	_	_	-	105	105	11,041	116
医療職	哉 (一)	_	26	-	_	_	_	26	74,987	-
医療職	哉 (二)	_	_	_	-	_	49	49	10,788	99
医療職	哉(三)	_	_	-	-	_	23	23	10,522	75

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区分		受 給 者		
		借家・借間		非受給者
給料表	人 員	1人当たり手当額	1人当たり家賃額	
Λ 4Λ WI ±	人	円	円	人
全 給 料 表	3,865	25,065	55,706	18,801
行 政 職	918	25,072	56,805	4,086
公 安 職	162	25 , 515	58,912	3,359
教育職(一)	788	24,853	54,881	3,238
教育職(二)	14	24,607	57,511	42
小中教育職	1,882	24,996	54,905	7,684
研 究 職	46	25,515	56,989	175
医療職(一)	9	26,167	73,189	17
医療職(二)	31	25,426	54,177	117
医療職(三)	15	24,800	52,380	83

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

abla	$\overline{}$	区分	}			受 給 者		
給料	斗表	\		交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人当たり手当額
_	44	ylol	4.	人	人	人	人	円
全	給	料	表	1,517	975	17,491	19,983	9,732
行	政	Ţ.	職	1,168	596	2,644	4,408	13,031
公	安	2	職	133	33	2,417	2,583	6,198
教	育 職	(—	.)	102	193	3,400	3,695	11,404
教	育 職	(_	.)	2	2	44	48	10,366
小	中教	有	職	58	80	8,669	8,807	7,946
研	究	<u>.</u>	職	14	26	170	210	17,703
医	療 職	(-	.)	3	_	14	17	9,079
医	療 職	(.)	20	32	80	132	24,262
医	療 職	(三	.)	17	13	53	83	16,198

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

		手当	4名	管理	職手当	初任紹	計調整手当	単身	赴任手当	特殊	勤務手当	特地勤務手当等	
給料	料表		分	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
				人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全	給	料	表	2,217	57,132	51	155,543	216	32,361	246	18,050	162	25,828
行	政	ζ	職	673	64,872	2	162,750	28	45,857	227	17,566	31	24,734
公	多	2	職	103	82,615	_	-	163	30,442	_	_	25	33,643
教	育 職	(–	-)	242	53,481	-	-	15	28,533	2	9,500	75	20,861
教	育 職	(_)	3	52,500	_	-	-	-	-	-	_	-
小	中参	有	職	1,141	50,417	-	_	9	30,889	-	_	-	-
研	穿	Ž L	職	15	74,013	6	21,500	1	38,000	-	-	31	32,639
医	療 職	(–	-)	8	106,613	25	283,288	_	_	3	35,000	_	-
医	療 職	(_)	20	61,470	18	22,000	_	_	14	23,500	_	-
医	療 職	(=	Ξ)	12	56,300	-	-	=	_	-	-	-	_

注:1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。 2 特地勤務手当等には特地勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれ

非	受給者
	人
	2,683
	596
	938
	331
	8
	759
	11
	9
	16
	15

へき	也手当等	寒光)地手当	義 務 教員特	教 育 等 ÷ 別 手 当	産業	教育手当	定 转 有		農 林 普 及 扌	: 漁 業 旨導手当
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
257	30,402	106	5,319	13,646	5,635	369	18,776	186	17,672	177	14,800
17	18,469	13	5,468	-	-	_	-	_	_	177	14,800
_	-	13	6,442	-	_	-	_	-	-	-	_
_	_	8	5,042	4,025	5,753	369	18,776	186	17,672	-	_
_	_	-	_	56	5,643	-	_	_	_	-	_
239	31,371	67	5,137	9,565	5,585	-	_	-	_	-	_
_	_	5	4,883	-	_	-	_	_	_	-	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
1	9,196	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
	_										
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

ぞれ含まれている。

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

その1 行政職給料表											
- 級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
ケ和	人	人	人	人	人	人	人	人	Д		
1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人	人	八	人	八	八	八		
2											
3							1				
4							1				
4 5											
6											
7	8							1			
8			1								
8 9 10	2	1									
10	2 7	2									
11	1	2 3				1					
12	1	24	1						1		
12 13		24 2									
14	11	9	1						4		
15									5		
14 15 16 17	8 3	3 6 2	37						1		
17	1	2	4	· 					4		
18	14	10	16						4 2 2		
19	6	5 25	6						2		
19 20 21	6 2	25	12 25								
21	1	4	25						1		
22 23	11	17	21								
23	13	6	20					1	1		
24	13 3 5	30	10								
25	5	7	27					1			
26 27	22	16	10					1			
27	1	14	12					2			
28 29	4 58	47 5	12 25 27					4 5			
29	58	5	25								
30	7	14	27			1		6			
31	11	5	23				2	3			
31 32 33	$\frac{44}{7}$	11	28 17				21	1			
33	7	4	17				16 7	1			
34 35 36 37	20	11	37				7	2 1			
30 26	8 45	4 3	13				4		1		
ან 27	49	3 3	13 15				1		<u>_</u>		
38	7	ე ე	26 19				1				
38 39	23 9) 2	ან ეგ				J	1			
40	41	3 3 3	36 26 33				1 3	1			
41	δ 41	2	25) 				
41 42 43 44	8 5 12 <u>7</u>	1	43	2		1	2 2				
42	19		38	4		1	7				
44	7		36 29	9			الم				
45	' -	1	28	2 9			8 7				
45 46	17		21	29			1				
47	10	1	35	43							
47 48 49 50	$ \begin{array}{r} 10 \\ \underline{2} \\ 4 \end{array} $	1	31	43 24 17			3 2 3				
49	4	-	31 23	17	1	2	3				
50	5	1	26	22	2	45					
51	3	1	13	42	[34	1				
52	3 2	2	32	39	3	14	1				
51 52 53 54 55	1	1	13 32 29 25	39 37 38	9	14 4 12					
54	2		25	38	47	12					
55	_	2	25	50	30	31					
56	1	2 1	25 39	48	30 26	31 17					
- 00	1	1	0.0	10	20	11					

粉	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57 - 7			26	31	22	10			
58 50	1		23	33	52	1 9			
59 60		2	22 33	66 54	აა 97	9			
61			31	46	33 27 21	8 18			
61 62	2		31 22	48	57	l 14		ı	
63 64	1		28	22 16	34	13			
64	1		30	16	34 42 30	24 22			
65 66 67	4	4	30	10	30	22			
65 67	1	1	14 12	12 1	23 54	20 13			
68	2 1		23	3	54 44	30			
69			17	2	36	39 21			
70			17		49	23			
71			15		59	20			
71 72 73			14	1	58 17	20 25 20		ļ	
$\begin{bmatrix} 73 \\ 74 \end{bmatrix}$		0	13	1	17	20			
74 75		2	11	1	42 31	13 15			
76	1		6 7		21	16			
74 75 <u>76</u> 77			4		21 25	16 6			
78	1		5		21	5			
79			5 9		29	7			
80			9		29 20 33 27	1			
81		0	8		33	1			
82 83	1	2	2		26	2			
79 80 81 82 83 84	1		8 2 3 1		27	4			
85	1		6		27 26	1			
86			3		107				
87				1	18				
88			1 2 2		18				
89 00	1		2 2		31 6				
90 91			۷		O				
92			2						
91 92 93	2		2 3		1				
94			1						
95			2 2						
96									
97 98			4 2						
99									
100			5						
101			3						
102			1						
103									
104 105			2 3						
105			3						
107			1						
108			1 3						
109			1						
110									
111			1						
112			2						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113 :	人	人	人 7	人	人	人	人	人	人
125									
計	(263) 506	(156) 324	(521) 1,460	(233) 750	(308) 1,285	(44) 529	(4) 98	(3) 30	(1) 22
注:()内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。									(1,533) 5.004

その2 公安職給料表

	以和科衣				ı	ſ		ı	
- 級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
75 /\	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2 3									
3									
4									
5 6									
7	28		1						
5 6 7 8	1		_						
9	$ \begin{array}{c} 28 \\ \underline{1} \\ 2 \end{array} $								
10	30								
11	4								
11 12 13	1								
13	25		1						
15	10		1						
16 17	10 1 1		$\hat{1}$	2					[
17	1		1			[
18	16		1	_					
19	1 2	0	3 3	2 3					
20 21	²	2	3 2	3	<u> </u>	·····			
22	17	52	6	3					
22 23	59	9	2	4			1		
24	11	18	4	1		l			
24 25	11 2 78	18 4 47	4	2	1				
26 27 28 29	78	47	7	6					
27	9	18 17	5	5					
29	9 21 9	10	10 5	8 2					
30	15	52	15	6	1				
31	12 4	10 35	15 3	8					
31 32 33	4	35	14	14	2				8
33		14	11	4					
34	2 5	42	19	6	$\frac{1}{2}$				
35 36	1	15 28	7 23	8 7	2 2				
37	4	28 7	12	<u>'</u> 11	} -	<u> </u>			
38	4	41	26	6		1			4
39	3 3	10	19	9	3	1			1
40		17	24	20	3	ļ <u>.</u>			<u>1</u>
41 42 43	$\begin{array}{c c} 1 \\ 2 \end{array}$	13 31	18 32	10 15	3 1	2 1			
42 43	1	19	32 13	7	1 9				
44		25	25	13	2 5 5	2 1			
<u>44</u> 45		12 25 12	13 25 16	13 15	5	1		6	1
46	1	14	29 15	18	8			1	
47	1	11	15	11 13	3			4	
46 47 48 49	<u>1</u>	10	14 16	$\frac{13}{11}$	3				
49 50	1	6 8	16	11 11	5	1			
50 51	1	9	24 99	17	4				
50 51 52 53	1	8 2 <u>5</u> 9	24 22 15	21	4 7	3	2		
53	1		17	24	6		8		
54	1	3	16	30	4	1	4		
55 53		3	21 11	15	4	3	2		
56	<u> </u>	4	11	14	7				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57		1	17	19	6	2			
58		3	15	13	6	1			
59	1	5 2	7	15	7	2			
60		$\frac{2}{2}$	11 14	14 14	7 6	1		18	
62		۷	13	11	6	2 3		10	
61 62 63		2	12	14	7				
64		2 1	12	11	7	$\begin{array}{c} 1\\2\\3\end{array}$			
65			11	5	6				
66			10	5	4	3 2	0		
67		1	14	6	2	2	3		
68 69			10 3	11 7	19 60	<u>-</u>	2 4		
70		1	8	7	6	1	1		
71			5	13	2	1			
71 72 73		1	2	5 6	2 3 2	<u>1</u>	2 2 2 2 2 2		
73		1	4	6	2	3	2		
74			3	9	_	3	2		
75 76			2 4	9	5 7	6	2		
74 75 <u>76</u> 77			$\frac{4}{1}$	12 12	7 6	6 6	2		
78		1	5	6	8	3	3		
79		1	2	14	8 7	2	13		
80			2 2	13	6 6	3 2 <u>1</u> 3	2 14		
81	[2	8	6				
82 83			1	13	19	2			
83			0	8	4	6	6		
84			2	8 <u>5</u> 5	24 9	2 6 3 5 33			
85 86				10	9	33			
87			1	12					
87 88 89			2	12 6	8 8 7	10 7			
89		1	1	6					
90			2	4	6	2 12			
91			1	5 3	6 13	$\frac{12}{1}$			
92 93			<u>_1</u> 1	<u>3</u> 9	13 78	1			
94			2	3	10	1			
95			2	4					
95 96 97		_		4 8					
97		_		8	_				
98 99				5					
99 100			1	6					
100				6 6 4					
101			1						
103				9					
104				2 9 <u>6</u> 5	 				
105				5	- -				
106 107 108				3					
107			1	6					
108 109				6 5 8					
110			1	ง 8					
111			1	7					
112			1	6					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
113			_	6					
114			1	7					
115				9					
116 117				9 8 7					
117				8 7					
110									
120				4 7					
121				13					
122				8					
123				10					
124				6					
124 125				6 22					
126			2						
127									
128 129			1						
129									
130									
131									
132 133			3						
133			4						
134			1						
135			1						
136 137									
138			1						
139			1						
140									
141			4						
142			1						
143									
144									
145									
———— 計	(68)	(114)	(82)	(62)	(13)	(2) 187	(-)	(-)	(-)
ні	395	638	758	946	475	187	77	29	16
								合計	(341) 3,521

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4	級 号給	1	2	特2	3	4
1 2 3 4	人	人	人	人	人	57 58 59 60	人 2 4 1 2	人 15 4 5 1	人	人 3 8 4 1	人
4 5 6 7 8		26 41				61 62 63 64 65	2 1	10 15 22 13	1 1	4 7 3 3	
9 10 11 12 13		10 3 3 47 2 9				65 66 67 68	2 1 1 1	22 11 21 16 29		2 4 7 6 9	
14 15 16 17	1	9 21 6				70 71 72 73	1 4 2 3	14 21 15 21	3	11 6 6	
18 19 20 21 22		5 53 5 17				74 75 76 77 78	1	18 25 19	1 1 1 2	3 10 13 50	
23 24 25 26		17 13 28 13 8				79 80 81 82	1 1	15 21 16 23 16	1 1 2 1		
27 - 28 - 29 30		27 30 20 19			2 1 4	83 84 85 86	1	26 16 20 25	1 3 3 6		
31 32 33 34 35	1 2	27 40 17 17 17			10 4 4 4 4	87 88 89 90 91	1 1	30 12 20 25 38	6 3 2 4 5		
36 37 38 39	1	15 16 12			41	92 93 94 95	2 1 1	20 33 17 26	8 11 7 3		
40 41 42 43	1	21 21 17 15 17 18				96 97 98 99 100	1 3	18 19 20 42 22 23	9 6 6 1		
44 45 46 47 48	1 2 2 1 1	20 18 25 24				101 102 103 104	1 1 1	23 24 41 28	9 8 4 8 5		
48 49 50 51 52 53		18 14 25 20				105 106 107 108	1	31 49 35 28 70	10 1 4		
53 54 55 56	1 1 1	14 20 19 21		1 1		109 110 111 112	1	70 39 36 50			

級 号給	1	2	特2	3	4
110	人	人	人	人	人
113 114	1	25 71			
115	1	40			
116	1	86			
117		59			
118 119	1	86 53			
120		20			
121		101			
122		55			
123		27			
124 125		114 39			
126		54			
127		94			
128 129		19 35			
130		59			
131		28			
132		35			
133		40			
134 135		54 40			
136		52			
137		22			
138		29			
139					
140 141					
142					
143					
144					
145 146					
147					
148					
149					
150 151					
151					
153	1				
	/==\	/4 =	/= ->	1.5	/==\
計	(23)	(1,514)	(30)	(12)	(35)
	68	3,561	153	168	76 (1,614)
				合計	4,026

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4	級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1 2 :						97 98		1			
:		1				99		2			
32 33		<u>1</u>				100 101					
34 35						102		2 1	1		
35 36						103 104		1			
36 37						105					
38 39		1				106 107					
40						108		3	1		
41 42						109 110		1			
43		0				111		1			
44 45		$\frac{2}{2}$				112 113		<u>1</u> -			
46		1				114		1			
47 48		1 1				115 116					
48 49		1				117		1			
50 51		1				118 119		1			
52 53						120		1			
53 54						121 122		1			
55		,				123					
56 57		11				124 125					
58		_				126		1			
59 60		1				127 128		1			
60 61						129					
: 67		2				130 131		1			
68 :		2 2				132					
: 74		1				133 134					
75						135					
76 77						135 136 137					
78 79		_	1			138					
79 80		3				139 140		1			
80 81 82						140 141					
83			1			142 143					
84 85		1		2		144 145					
85 86		1				145 146					
86 87						146 147					
88 89 90 91 92						148 149 150		<u>1</u>			
90		1				150					
91 92		1	1	1		151 : 157					
93						157					
94 95		1 1						(25)	(-)	(1)	
96			1			計	_	(25) 47	6	3	-
										合計	(26) 56
											00

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級	7. <u>于</u> 汉	T T (X)			4	級	-	0	#dt O	0	4
号給	1	2	特2	3	4	号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
1						69		30		6	
2 3						70 71		5	9	3	
3						79		10 8	2 1	4 12	
17		202				72 73		8	4	6	
18		202				74		53	2	40	
19		16				75		93 37	7	7	
20 21		202 33			4 18	- <u>76</u> 77		37	3	7	
21		33			18	77		66	1	19	
22		15			29 75	78 70		42	8	42	
23		21			(b	79 80		58	4	14 17	
24 25		214 17			42 24	<u>. 80</u> 81		44. 73	5 6	9	
26		24			7	82		58	7	15	
27		31			4	83		49	3	23	
28	 	31 9 7			4 6	84 85		45	3 5	56	
29					6	85		39	16	17	
30		4 5			11 27	86		36	10	26	
31		170			27	87		48	4 3	16 56	
32 33		178 14			31 30	<u>88</u> 89		39 51	<u>3</u> 6	56 23	
34		45			27	90		50	21	20	
35		40			26	91		49	11	18	
36	[]	166			32	92		39	16	32	
37		30			147	93		51 32	14	100	
38		42				94		32	10		
39		60				95		48	8		
<u>40</u>		145 23				96 97		38 42	16 10		
41		71				98		48	10		
43		58				99		51	5		
44		127				100		44	25		
45		127 22				101		51	8		
46		45				102		44	4		
47		53	_			103		51	4		
48		95 23	<u>1</u> .			104		40	6		
49 50		59				105 106		34 29	11 9		
51		73				100		57	8		
52		106				108		24	1		
53		41		1		109		41	14		
54		50				110		46			
55		56				111		37			
56		82	1.			112		48			
57 58		29 56				113 114		28 38			
58 59		56 56	5	1		114		62			
60		88		1		116		28			
60 61		88 33		1		116 117		54			
62		33				118		79			
63		53	1			119		64			
64 65		101		1.		120		31			
65		42	4			121		90 57			
66 67		58 57	1	2 2		122		57 60			
67 68		57 79	1	2		123 124		69 82			
Uð		19				124		82			

級 号給	1	2	特2	3	4
125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 :		人 63 116 54 85 68 85 79 59 102 78 53 164 81 101 119 94 76 99 43 78 94 119 130 131 70			
計	_	(4,957) 8,116	(142) 309	(141) 597	(117) 544
				合計	(5,357) 9,566

その6 研究職給料表

_	ᄞᆝᄀᄓᄢ	107712			
級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1 2 3 4 5 6					
2					
4					
5					
6					
1.9		1			
12 13		$\frac{1}{1}$			
14		1			
15		1			
14 15 16 17		2			
17		۷			
18 19					
20 21		1.			
21					
22 23		1			
23 24		1 2			
25					
26 27		3			
27		1			
28 29	1	<u>↓</u> .			
30					1
31	1				1 3
32 33	1.	4			
33 34		4 2 1			1
34 35		1			1 1
36 37	1 1	1.			
37	1	4			1
38 39		4	4		1
40		1	1		
40 41 42		1 1			
42		1			
43 44		1 3	2 1		
44 45			<u>+</u> .		
46		1	1		
46 47 48 49		1	1	3	
48 40		ر د	1		
50		3 2		2	
51			2	2 3	
50 51 52 53		1.		2	
53 54		2	1 1		
55				1	
56 57		5	6 6	1 1	
57			6		
58 59		1 1	2 4 3	1	
60			$\begin{bmatrix} 4\\3 \end{bmatrix}$	1 1	
00			J	1	

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人 1	人	人。	人
61 62		1	1 3	1	
63		1	J	2 1 3	
64			3		
65		4 2	4	1	
66 67		2 1	4		
67			3		
68		$\frac{1}{3}$	3 2 2		
69 70		3	6		
70 71		1	б	1	
72			1	1	
72 73		$\frac{1}{2}$	1 2 3	- -	
74			3		
74 75		1			
$\frac{76}{77}$			3 3		
77		1	3		
78 79		1	1 1		
80		9	1		
<u>80</u> 81		2. <u>2</u>			
82		-	1		
83			1 2		
84		2 1			
85		1	2 4		
86		1	4		
87 88		1	1		
89		1	1 <u>1</u>		
90		1	11		
90 91		1			
$\frac{92}{93}$					
93		2			
94		1			
95 96		1 1			
<u>96</u> 97		1 -			
98					
99					
:					
121					
——— 計	(1) 5	(23)	(8)	(1)	(-)
	<u> </u>	84	99	26	(33)
				合計	(33) 221

その7 医療職給料表(一)

その7	医療職給	科衣(一)		
級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
i				
1 2 3 :				
10				
11	3			
12				
13				
1.4	2			
14 15	2			
16		1		
<u>16</u> 17				
18	1			
10				
20		1		
21				
19 20 21 22				
23		1		
24				
24 25				
26				
27				
28				
27 28 29				
30				
31		1		
32				
33	1			
34	2			
34 35			1	
36				
36 37				
38 39	1			
39				
40 41 42				
41		1		
42	1			
43				
44 45				
45				
46				
47				1
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55 56				1
56 57				
57				1
58 50				
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62 63				
64 65		1		4
66 67 :				
73				
74 75				
76 77				
78 79				
89				
97				
計	(4) 11	(3) 6	(1) 2	(-) 7
	11		合計	(8) 26

その8 医療職給料表(二)

級 号給	京戦和科教(-	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3 4								
5								
7								
1 2 3 4 5 6 7 8		1						
10								
11 12 13								
14								
15 16								
15 16 17 18		3						
19		1						
20 21		11						
22								
23 24								
22 23 24 25 26 27 28								
27		3	1				0	
28 29		1 1	<u>1</u> 1				2	
30 31 32 33		2						
32		2 2 2 2 2						
34		2	1					
35 36								
35 36 37 38		1		3				
39					1		1	
40 41		2 3	1	1 1		2		
42 43				1	2 1			
44				1		1		
45 46				1	1 3	4		
41 42 43 44 45 46 47 48			1	1 1				
49					0			
50 51				1 2	3 3			
51 52 53 54				2 1 1	1			
54 55				1	1	1		
55 56				1 3	2 1	2 2		

- 級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人 3	人	人	人
57 58				1 2	3	1		
50 59				1	4	1		
59 60				1	4 2			
61					2			
61 62 63 64 65					1	1		
63					1	1		
64				1	1			
66 66		1		1	3	1		
67		1			2			
66 67 <u>68</u> 69					2 2 1			
69					1			
70					1			
71					4			
70 71 72 73					1 1			
73 74					1			
74 75					3			
76					1			
77			1 1					
78 78			1		1			
79					1			
80 81					1 1			
82					2			
83					$\overline{1}$			
77 78 79 80 81 82 83 84 85 :					1			
85					8			
:								
105 :								
113		·						
110								
計	_	(19) 26	(4) 7	(14) 27	(31) 68	(2)	(-) 3	_
PΙ		26	7	27	68	17	3	,_ \
							合計	(70) 148

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
$\frac{1}{2}$			3				
3			1				
5			1				
6			1				
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
9 10		4	2				
11		$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$					
13				4			
14 15							
16		2	1	1			
17 18			1	1 1			
19		1					
14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33		l	1				
22 23		1	1				
24			1				
25 26		1		2			
27							
28 29				1			
30		1					
32				1			
33 34				$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$			
35		4					
34 35 36 37 38		<u>l</u>					
38 39							
40						1	
41 42						1	
43 44						2	
45					2		
46 47				1	1		
48					1		
48 49 50							
51 52 53				1	1		
53				1			
54 55					1 1		
56 57					1		
58					1		
59					1		
60							

- 級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61 62 63 <u>64</u> 65 66							
62 63					9	2	
64					2 1	2	
65					1		
66					1		
67				1	1		
68 69 70 71					2 1	6	
70					1	Ü	
71					2		
72							
73 74					3		
75					1		
74 75 <u>76</u> 77 78					3		
77					1		
78 70							
80					1		
79 80 81 82 83							
82					1		
83					1		
84 85					1		
86							
87							
<u>88</u> 89					1		
90							
91							
92					1		
93 04					1		
94 95							
95 96 97 98 99				1			
97							
98							
-							
113							
•						 	
125 :							
: 153						}	
:							
169							
		(4.4)	(10)	(10)	(00)	(10)	
計	-	(14) 14	(12) 13	(19) 20	(39) 39	(12) 12	_
	<u> </u>	14	19	20	39		(96)
						合計	98

第11表 給料表別、級別、年齡別人員分布

その1 行政職給料表

その1 行政	b 職給料表									
級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	8									8
19	8									8
20	15									15
21	22									22
22	74									74
23	74									74
24	87									87
25	79									79
26	38	16								54
27	34	43								77
28	27	50								77
29	10	61								71
30	8	48	30							86
31	5	29	49							83
32	3	24	60							87
33	3	15	58							76
34	3	6	73							82
35	1	8	119			1	1			130
36	1	5	117							123
37		4	124							128
38	1	4	113							118
39	2	2	123	1						128
40	2	1	141	5		2				151
41		1	102	42						145
42		1	92	75					1	169
43		1	55	119	3					178
44		4	27	137	13			1		182
45	1		30	109	59					199
46		1	27	57	93					178
47			22	47	141	1				211
48			14	17	150	8				189
49			12	8	132	20				172
50			9	6	136	42				193
51			7	11	95	41				154
52			8	16	104	52	1			181
53			10	15	58	62	8		1	154
54			6	18	88	63	11	1		187
55			6	11	72	69	17	4		179
56			9	17	41	48	9	4	2	130
57			6	15	32	55	12	6	5	131
58			7	13	29	40	17	4	8	118
59			4	11	39	25	22	10	5	116
計	506	324	1,460	750	1,285	529	98	30	22	5,004

その2 公安職給料表

その2 公3	文職給料表	ξ								
級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	28									28
19	33									33
20	36									36
21	21									21
22	76									76
23	98									98
24	31	61	2							94
25	22	71	1							94
26	13	95	8							116
27	12	90	17							119
28	6	96	31							133
29	6	73	36	4						119
30	3	42	57	3						105
31	1	39	82	14						136
32	6	16	66	28						116
33	2	20	65	33						120
34	1	15	66	41						123
35		8	69	59	1					137
36		8	70	71	3					152
37		1	41	68	4					114
38		1	38	61	10					109
39			36	67	12	3	1			119
40		1	20	46	8	2				77
41			14	64	18	10				106
42			10	47	30	9				96
43			7	49	11	7				74
44		1	'	28	17	5	1			52
45		1	1	29	11	7	2			51
46			2	23	15	'	3			50
47			3	15	18	10	1			47
48			2	21	18	5	1			47
49			۷	16	13	5	3			37
50			1	26	18	7	4			56
51			1 3	20	17	16	3	1		60
52				20 17	20	9	1	1 2		53
52 53			1	9	35	8	4 7	6		65
							1	0	1	
54 55			A .	11	33	8	8	9	1	61 74
55 56			4	19	22	14	10	3	2	74
56 57			2	18	43	15	7	2	3	90
57 50			-	18	38	13	12	3	2	86
58 50			1	7	22	8	8	5	1	52
59			2	14	38	19	2	7	7	89
計	395	638	758	946	475	187	77	29	16	3,521

その3	教育職	給料表	(—)				その4	教育職	給料表	<u>(</u> _)			
級 年齢	1	2	特2	3	4	計	級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人	歳	人	人	人	人	人	人
18							18						
19 20							19 20						
21							21						
22	1	26				27	22						
23	1	51				51	23						
24		65				65	24						
25	2	81				83	25		1				1
26	1	57				58	26						
27	4	74				78	27		1				1
28	3	99				102	28		1				1
29	2	49				51	29		6				6
30	8	69				77	30						
31	4	66				70	31		1				1
32	6	67				73	32		1				1
33	1	68				69	33		1				1
34	2	71				73	34		3				3
35	6	75				81	35		2				2
36	3	68				71	36		3				3
37	2	75 69				77 70	37 38		1				1
38 39	1 2	66				68	39		1				1
40	۷	72	1			73	40		1				1
41	5	64	1			70	41		2				$\frac{1}{2}$
42	2	96				98	42		4				4
43	4	86	3			93	43		2				2
44	1	96	5			102	44		4				4
45	1	103	2			106	45		1	1			2
46	3	104	4			111	46		3	1			4
47	1	140	7	2		150	47		1				1
48		126	17	5		148	48		2				2
49	1	139	7	2		149	49		1	1	1		3
50		173	13	9		195	50		1	1	1		3
51	1	161	13	16		191	51		1				1
52 50		169	16	27	1	213	52 52						
53		176	13	23	3	215	53			1	1		2
54 55		137	13	20	5	175	54		1				1
55 56		141	12	18	8	179	55 		1				2
56 57	1	112 102	5 9	17 8	16 13	151 132	56 57		1	1			۷
58		83	6	10	13 14	132	58						
59		85	6	11	15	117	59						
60							60						
61					1	1	61						
計	68	3,561	153	168	76	4,026	計	_	47	6	3	_	56

その5 小学校・中学校教育職員給料表

その5	小字的	<u> </u>	父教育师	以良小口个个	111	
級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳 22	人	人 202	人	人	人	人 202
23		202 249				249
24		276				276
25		240				240
26		250				250
27		261				261
28		253				253
29		190				190
30		232				232
31		212				212
32		216				216
33		226				226
34		197				197
35		204				204
36		209				209
37		228	_			228
38		165	1			166
39		181				181
40		189	4			193
41 42		180	2	1		182 193
43		191 192	1 5	1		193 197
43		152	5	2		159
45		155	9	3		167
46		184	16	2		202
47		198	33	12		243
48		208	26	21	1	256
49		207	31	26	3	267
50		201	28	36	1	266
51		221	31	50	2	304
52		230	27	68	13	338
53		232	12	70	15	329
54		264	19	85	37	405
55		260	23	65	68	416
56		240	9	41	96	386
57		232	11	41	92	376
58		203	5	42	110	360
59		186	11	32	102	331
60					2	2
61					1	1
62 63					1	1
- 03 計	_	8,116	309	597	544	9,566
口口		0,110	309	997	544	9,000

そのら	研究職給料表

その6	ᇄᄎᄳ	战給料表				
級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23	2					2
24	3	4				7
25		2				2
26		1				1
27		1				1
28		8				8
29		3				3
30		6				6
31		3				3
32		3				3
33		7				7
34		6				6
35		6				6
36		4				4
37		6				6
38		5				5
39		4				4
40		7				7
41		3	3			6
42		3	6			9
43		2				2
44			8			8
45			9			9
46			8			8
47			11			11
48			8			8
49			9	1		10
50			5	1		6
51			10	1		11
52			5			5
53			3	3		6
54			4			4
55			4	5		9
56			3	3		6
57			2	3	1	6
58				5	2	7
59			1	4	4	9
計	5	84	99	26	7	221

その7 医療職給料表(一)

その /		<u> </u>	/		
級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
22 23					
24	1				1
25	1				1
26	2				2
27	1				1
28	1				1
29					
30	2				2
31	2	1			3
32	1	1			1
33	1	1			1 1
34 35		1			1
36		1			1
37		1			1
38					
39					
40					
41					
42					
43			4		4
44 45			1		1
46					
47					
48					
49					
50			1		1
51				1	1
52				1	1
53					
54 55				1	1
55 56		1			1
56 57		1		1	1
58				1	
59					
60					
61					
62				2	2
63				1	1
計	11	6	2	7	26

その8 医療職給料表(二)

(000 区族	聚職給料表(<u>)</u>							
級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
炭	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	·	·	·						
19									
20									
21									
22									
23		1							1
24									
25		3							3
26									
27		2							2
28		4							4
29		3							3
30		1	1						2
31		3	1						4
32		1							1
33		2							2
34		1							1
35		1		1					2
36		2	1	1					4
37			1	5					6
38		1		2					3
39			1	4					5
40		1		2					
41				4	1				3 5
42				2	1				3
43				2	3				5
44				3	6				9
45					4				4
46			1		4				5
47					7				7
48			1	1	3				5
49					4				4
50					6	<u> </u>			6
51					10				10
52					4	2			6
53					2	4			6
54					1	1			2
55					2	2			4 3
56					2	1			
57					5	3	1		9
58					2	2	1		5
59					1	2	1		4
計	-	26	7	27	68	17	3	-	148

その9 医療職給料表(三)

本語 1 2 3 4 5 6 7	
ib <	計
19 20 21 4 22 4 23 2 24 3 25 1 1 3 28 1 29 2 30 1 31 2 32 1 33 1 34 1 35 3 36 37 38 2 39 3 40 3 41 1 42 1 43 4 44 1 45 2 46 47 48 5 49 3 50 3 51 5 1 1 3 3 5 1	人
20	
21 4 22 4 23 2 24 3 25 1 26 1 27 1 28 1 29 2 30 1 31 2 32 1 33 1 34 1 35 3 36 3 37 3 38 2 39 40 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 2 46 1 3 47 4 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1	
21 4 22 4 23 2 24 3 25 1 26 1 27 1 28 1 29 2 30 1 31 2 32 1 33 1 34 1 35 3 36 3 37 3 38 2 39 40 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 2 46 1 3 47 4 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1	
22 4 23 2 24 3 25 1 26 1 27 1 28 1 29 2 30 1 31 2 32 1 33 1 35 3 36 37 38 2 39 3 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 2 46 1 3 47 4 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1	
23 2 24 3 25 1 26 1 27 1 28 1 29 2 30 1 31 2 32 1 33 1 34 1 35 3 36 37 38 2 39 3 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 2 45 2 46 1 3 47 4 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1	4
24 3 25 1 26 1 27 1 3 3 28 1 1 1 29 2 30 1 31 2 32 1 3 1 35 3 36 37 38 2 39 40 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 42 2 46 1 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5	2
25 1 1 26 1 1 27 1 3 28 1 1 29 2 30 1 31 2 32 1 1 33 1 34 1 1 35 3 36 37 3 38 2 39 40 3 41 1 4 42 1 4 43 44 1 2 46 47 4 4 48 5 4 49 3 3 50 3 5 1	3
26 27 1 3 28 1 1 1 29 30 1 3 31 2 3 32 1 1 3 34 1 1 1 35 3 3 36 37 3 3 38 2 3 39 40 3 41 42 4 1 2 43 44 1 2 46 47 4 4 48 5 49 3 50 3 3 51 5 1	2
27 1 3 28 1 1 29 2 30 1 31 2 32 1 1 33 1 34 1 1 35 3 36 37 3 38 2 39 40 3 41 1 1 42 1 4 43 44 1 2 46 47 4 4 48 5 49 50 3 3 51 5 1	1
28 1 1 29 2 30 1 31 2 32 1 1 33 1 34 1 1 35 3 36 37 38 2 39 40 40 3 41 1 42 1 43 1 2 45 2 46 1 3 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1	4
29 30 1 31 2 32 1 1 33 1 34 1 1 35 3 36 37 3 38 2 39 40 3 41 1 4 42 1 1 43 44 1 2 45 2 2 46 47 4 4 48 5 49 50 3 3 51 5 1	2
30 1 31 2 32 1 33 1 34 1 35 3 36 3 37 3 38 2 39 3 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 45 2 46 1 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1 1 2 1 3 3 3 3 3 3 49 3 50 3 51 5 1 1	2
31 32 1 1 3 33 1 1 1 1 35 3 3 3 3 36 37 3 3 3 3 3 39 40 3 2 3 3 4 4 42 4	1
32 1 1 3 33 1 1 1 35 3 3 36 3 2 39 40 3 41 1 42 43 44 1 2 45 2 2 46 47 4 4 48 5 49 50 3 3 51 5 1	2
33 1 34 1 35 3 36 37 38 2 39 3 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 45 2 46 1 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5	5
34 1 1 1 35 3 3 37 3 3 38 2 3 39 40 3 41 1 4 42 1 2 43 4 1 2 45 2 3 46 47 4 4 48 5 49 50 3 3 51 5 1	1
35 3 36 37 38 2 39 3 40 3 41 1 42 1 43 4 45 2 46 1 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1 1 3 3 5 1	2
36 37 38 39 40 3 41 42 43 44 45 2 46 47 48 49 50 3 5 1 3 5 49 50 3 51 5 1 3 5 1 4 49 50 3 5 1 1 2 3 4 48 49 50 3 5 1 1 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	3
37 38 2 39 40 3 41 1 1 42 1 2 43 1 2 45 2 2 46 1 3 47 4 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1	
38 39 40 3 41 1 42 1 43 1 44 1 45 2 46 1 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5 1 1 2 1 3 3 5 1	3
39 30 <td< td=""><td>3 2</td></td<>	3 2
40 3 1 41 1 1 42 1 2 43 1 2 45 2 46 1 3 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5	۷
41 42 43 44 45 2 46 47 48 49 50 51 1 1 3 3 5 1 1 3 3 5 1 1 2 3 3 5 1 1 2 2 4	0
42 43 44 45 2 46 47 48 49 50 51	3
43 44 45 46 47 48 49 50 51	1
44 1 2 45 2 46 1 3 47 4 4 48 5 3 49 3 3 50 3 5 51 5 1	1
45 2 46 1 47 4 48 5 49 3 50 3 51 5	
47 48 49 50 51 51 5 1	3
47 48 49 50 51 51 5 1	2
48 49 50 51 51 5 1	4
49 50 51 3 5 1	4
50 3 5 1	5
	3
	3
1 52 31 1	6
	3
53 2 2	4
54 1 1 1	3
55 1 2 56 2 1	3
56 2 1	3
57 1 3	4
58	1
59 2 1	3
計 - 14 13 20 39 12 -	98

第12表 再任用職員の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

	(0)	, , , ,	, v	_	到勿收只											
	給	料	表		級計	1		2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
					人		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行		政		職	12			1		10			1			
公		安		職	8						3	4	1			
教	育	職 (<u> </u>)	105		7	98								
小	学校•	中学校	交教育	 下職	125			125								
	給	料 表	計		250											
		60歳	髮		94											
		61歳	支		62											
		62嘉	支		48											
		63歳	轰		24											
	[64歳	支		18											
	 	65歳	支		4											

その2 短時間勤務職員

	てのだ	2	.時间勤											
	給	料	表	級計	1	2	特2 (教育職のみ)	3	4	5	6	7	8	9
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行		政	職	51		34		15		1	1			
公		安	職	12					5	5	2			
教	育	職	(-)	21	1	20								-
小学	校•	中学村	交教育職	21		21								
研		究	職	4		4			<u>'</u>					
医	療	職	()	3		2		1						
医	療	職	(三)	1					1					
ž	給制	料 表	き計	113										
		60 j	荗	29										
		61£	裁	22										
		62£	荗	25										
[63£	裁	21										
		64	歳	14										
[65	歳	2										

2 民間給与関係

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所843事業所

イ 調査対象職種

76職種(行政職相当職種22職種、その他の職種54職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、21層に層化し、これらの層から256事業所 を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業 員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア調査実人員

9,141人(うち初任給関係624人)であるが、調査職種該当者(母集団)の推定数は47,738人である。

イ総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別の調査事業所数

産業		企業規模	規模	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産	業	計	228	事業所	事業所 80	事業所 107	事業所 41
農業	,	漁 業	0		0	0	0
鉱業, 技建	采石業,砂利探 設	採取業、 業	17		6	7	4
製	造	業	115		38	58	19
	ブス・熱供給・2 「業、 運輸業,		30		14	8	8
卸売	業, 小	売 業	22		5	13	4
	業, 保業, 物品		8		3	4	1
教育,学	習支援業、医療 - ビ <i>フ</i>		36		14	17	5

- 注:1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が27所、調査不能の事業所が26所あった。
 - 2 調査対象事業所256所から規模等が調査の対象外であることが判明した事業所2所を除いた254所 に占める調査完了事業所228所の割合(調査完了率)は、89.8%。
 - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職	種			左 歴	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満			
					大学卒	192, 713	198, 378	188, 264	187, 661			
新	卒	事	務	員	短大卒	170, 958	174, 651	168, 779	164, 256			
					高校 卒	160, 175	160, 917	160, 574	156, 919			
					大学卒	196, 920	201, 743	193, 982	192, 435			
新	卒	技	術	者	短大卒	176, 414	178, 318	175, 376	174, 034			
					高校 卒	161, 592	160, 737	162, 406	161, 232			
新	卒	事	欽	吕	大学卒	194, 460	199, 712	190, 571	190, 084			
新	及卒	妻 技	務 員 び 者 一	び	び	務 員 び	び	短大卒	173, 247	176, 111	171, 616	168, 792
75/1	+	111	נוע	71	高 校 卒	160, 872	160, 834	161, 528	159, 020			

注: 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される 給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

							平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	き まって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	支	J	吉	長	人 10	歳 55.7	円 716,314	円 0	円 716,314	構成員50人以上の支店(社)の 長
		大	学	卒	6	54.9	689,700	0	689,700	(取締役兼任者を除く。)
事		短	大	卒	-	-	_	_	_	
₹⁄₩		高	校	卒	4	56.8	755,963	0	755,963	
務	<u> </u>	中	学	卒	-	-	-	-	-	
	エ	į	場	長	14	52.4	717,734	0	717,734	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	12	52.5	731,822	0	731,822	(AVMIN IXAKIT. G CIM V.)
技		短	大	卒	=	=	-	=	=	
		高	校	卒	2	51.9	621,090	0	621,090	
術	<u> </u>	中	学	卒	-	-	-	-	-	
111	事	務	部	長	219	52.6	576,023	5,173	570,850	2課以上又は構成員20人以上の 部の長
目目		大	学	卒	160	52.6	599,787	4,344	595,443	職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級
関		短	大	卒	15	50.5	508,522	8,112	500,410	専門職 (取締役兼任者を除く。)
係		高	校	卒	44	53.2	515,400	7,091	508,309	
	<u> </u>	中	学	卒	-	-	-	_	_	
職	技	術	部	長	164	52.2	575,273	6,576	568,697	同上
衽		大	学	卒	91	52.4	604,417	3,292	601,125	
種		短	大	卒	17	49.8	544,056	6,224	537,832	
		高	校	卒	56	52.5	534,899	12,312	522,587	
		中	学	卒	_	_	=	=	=	

注:1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して 支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

² 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成28年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

		種 名					平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	重 名		調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備 考
	事	務	部次	長	人 69	歳 52.2	円 542,539	円 23,311	円 519,228	前記部長に事故等のあるときの
	7									職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同
		大	学	卒	52	52.3	574,280	26,760	547,520	等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
事		短	大	卒	5	47.7	418,944	1,807	417,137	中間職(部長-課長間)
		高	校	卒	12	53.2	448,672	16,686	431,986	
務		中	学	卒	-	-	-	=	=	
	技	術	部 次	長	35	48.5	498,194	9,959	488,235	同 上
		大	学	卒	21	47.0	508,098	6,863	501,235	
技		短	大	卒	2	50.5	492,193	0	492,193	
		高	校	卒	12	51.1	480,147	17,563	462,584	
術	<u> </u>	中	学	卒	_	-	-	-	-	
111	事	務	課	長	310	48.8	542,837	20,222	522,615	2係以上又は構成員10人以上の
нн		大	学	卒	192	48.0	550,480	17,594	532,886	課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級
関		短	大	卒	27	48.1	452,047	7,648	444,399	専門職
係		高	校	卒	91	51.0	550,594	30,038	520,556	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	
職	技	術	課	長	406	48.0	489,110	16,862	472,248	同 上
**		大	学	卒	213	46.9	494,668	13,611	481,057	
種		短	大	卒	28	48.0	514,986	28,564	486,422	
		高	校	卒	162	49.4	477,337	19,459	457,878	
		中	学	卒	3	56.7	455,070	0	455,070	

									平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	Ì	名	ı		調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務調	! 長	E f	t	理	人 121	歳 48.9	円 509,121	円 56,498	円 452,623	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者
		大	<u> </u>	叁		卒	77	47.7	514,551	65,126	449,425	課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者
事		短	J	7		卒	9	46.8	464,463	31,844	432,619	課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同
→ (.		高	乜	Ż		卒	35	52.3	506,228	40,827	465,401	等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
務		中	7	ź		卒	_	_	_	_	_	中間職(課長-係長間)
	技	術 調	長	E f	t	理	188	46.1	504,712	32,210	472,502	同 上
		大	<u> </u>	全		卒	102	41.7	503,690	33,531	470,159	
技		短	J	7		卒	15	46.3	488,453	47,383	441,070	
		高	乜	Ż		卒	66	51.4	509,109	30,226	478,883	
術		中	4	ź		卒	5	59.3	506,093	6,241	499,852	
,,,	事	務	,	係		長	559	44.7	453,367	68,663	384,704	係の長及び係長級専門職
目目		大	岩	之		卒	315	42.6	474,695	77,223	397,472	
関		短	J	7		卒	57	46.3	356,982	38,329	318,653	
係		高	₹.	Ż		卒	185	49.2	436,137	58,994	377,143	
		中	当	全		卒	2	48.6	449,288	46,772	402,516	
職	技	術	,	係		長	638	43.7	449,413	78,908	370,505	同上
種		大	<u> </u>	叁		卒	276	39.1	420,500	76,280	344,220	
作里		短	J	7		卒	42	45.3	421,317	53,906	367,411	
		高	₹.	ζ		卒	319	47.8	479,752	84,664	395,088	
		中		叁		卒	1	*	*	*	*	

	職	種	名		調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務	主	任	人 290	歳 39.8	円 372,671	円 63,648	円 309,023	係長等のいる事業所における主 任
		大	学	卒	145	37.7	384,671	64,587	320,084	係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直
事		短	大	卒	47	42.5	302,197	50,437	251,760	属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、 職能資格が上記主任と同等と認
		高	校	卒	97	43.4	388,009	70,365	317,644	城配員作が工品主任と同寺と応 められる主任 中間職(係長一係員間)
務		中	学	卒	1	*	*	*	*	
	技	術	主	任	365	41.7	390,616	77,550	313,066	同 上
		大	学	卒	108	38.3	356,467	64,812	291,655	
技		短	大	卒	29	42.1	329,464	61,140	268,324	
		高	校	卒	225	43.1	413,580	85,230	328,350	
術		中	学	卒	3	43.5	380,170	80,036	300,134	
MIJ	事	務	係	員	2,161	37.4	291,392	34,153	257,239	
нн		大	学	卒	1,160	35.0	301,535	37,069	264,466	
関		短	大	卒	365	40.3	263,519	25,521	237,998	
係		高	校	卒	631	40.3	288,269	33,619	254,650	
		中	学	卒	5	44.8	251,924	23,242	228,682	
職	技	術	係	員	1,684	34.9	351,434	76,383	275,051	
1 4		大	学	卒	780	32.4	344,737	67,530	277,207	
種		短	大	卒	203	33.8	349,774	82,544	267,230	
		高	校	卒	695	37.4	357,304	82,247	275,057	
		中	学	卒	6	52.7	417,576	127,309	290,267	

2 規模500人以上

		哉 種 名					平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名		調 査実人員		給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	支	J	吉	長	人 10	歳 55.7	円 716,314	円 0	円 716,314	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	6	54.9	689,700	0	689,700	
事		短	大	卒	_	_	-	_	_	
		高	校	卒	4	56.8	755,963	0	755,963	
務		中	学	卒	_	=	-	_	=	
	工	į	易	長	10	52.5	797,883	0	797,883	構成員50人以上の工場の長
		大	学	卒	8	52.6	836,715	0	836,715	(取締役兼任者を除く。)
技		短	大	卒	-	_	-	-	-	
		高	校	卒	2	51.9	621,090	0	621,090	
術	<u> </u>	中	学	卒	_	-	-	_	-	
111	事	務	部	長	94	51.7	651,624	6,726	644,898	2課以上又は構成員20人以上の
		大	学	卒	77	51.8	659,514	5,969	653,545	部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級
関		短	大	卒	4	49.5	531,051	3,286	527,765	専門職(取締役兼任者を除く。)
係		高	校	卒	13	52.1	642,050	12,534	629,516	
	<u> </u>	中	学	卒	_	-	-	-	-	
職	技	術	部	長	78	51.5	656,157	6,595	649,562	同上
1#		大	学	卒	51	51.0	665,032	1,323	663,709	
種		短	大	卒	7	50.3	655,031	509	654,522	
		高	校	卒	20	53.4	631,908	23,332	608,576	
		中	学	卒	-	=	-	_	_	

							平成28	年4月分平均]支給額	
	職	種	重 名		調 査実人員	平均年齢	き まって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	備 考
	事	務	部次	長	人 26	歳 50.7	円 596,211	円 22,014	円 574,197	前記部長に事故等のあるときの
		大	学	卒	24	50.8	600,404	19,604	580,800	職務代行者職能資格等が上記部の次長と同ない。
#		短	, 大	· 卒	1	*	*	*	*	等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長ー課長間)
事										中间概(的文 床区间)
務		高	校	卒	1	*	*	*	*	
177	ļ	中	学	卒	_	-	_	_	_	
.	技	術	部 次	長	19	47.8	533,859	0	533,859	同 上
		大	学	卒	13	46.6	543,008	0	543,008	
技		短	大	卒	2	50.5	492,193	0	492,193	
		高	校	卒	4	51.4	518,283	0	518,283	
独		中	学	卒	-	-	-	=	=	
術	事	務	課	長	154	48.6	609,154	22,335	586,819	2係以上又は構成員10人以上の
		大	学	卒	97	47.4	604,886	12,655	592,231	課の長 職能資格等が上記課の長と同等 し習みなわる課の長みな課長の
関		短	大	卒	9	48.2	491,856	5,983	485,873	と認められる課の長及び課長級 専門職
係		高	校	卒	48	51.7	640,705	49,407	591,298	
		中	学	卒	-	=	-	=	=	
職	技	術	課	長	188	48.5	564,836	23,047	541,789	同 上
		大	学	卒	110	47.0	556,675	17,122	539,553	
種		短	大	卒	12	49.8	652,819	49,845	602,974	
		高	校	卒	63	51.0	566,120	29,743	536,377	
		中	学	卒	3	56.7	455,070	0	455,070	

		職 種 名					平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務 課	長 代	理	人 54	歳 47.7	円 520,511	円 39,580	円 480,931	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者
		大	学	卒	26	45.1	504,868	34,586	470,282	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
事		短	大	卒	5	48.1	462,562	46,868	415,694	課長に直属し部下4人以上を有する者
		高	校	卒	23	50.4	549,495	43,284	506,211	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
務		中	学	卒	-	=	_	_	-	中間職(課長-係長間)
	技	術 課	長 代	理	137	45.9	524,188	29,383	494,805	同 上
•		大	学	卒	84	40.9	514,878	33,936	480,942	
技		短	大	卒	8	46.7	539,138	53,480	485,658	
		高	校	卒	40	52.7	541,320	20,548	520,772	
術	ļ	中	学	卒	5	59.3	506,093	6,241	499,852	
	事	務	係	長	328	44.5	499,985	84,512	415,473	係の長及び係長級専門職
関		大	学	卒	178	42.6	522,812	94,436	428,376	
		短	大	卒	36	45.1	389,832	49,665	340,167	
係		高	校	卒	113	49.2	481,151	71,911	409,240	
	ļ	中	学	卒	1	*	*	*	*	
職	技	術	係	長	343	44.0	489,832	95,358	394,474	同 上
種		大	学	卒	134	38.0	454,270	94,564	359,706	
11里		短	大	卒	11	48.5	469,449	58,684	410,765	
		高	校	卒	198	48.6	519,555	98,203	421,352	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

	職種名調査平均きま				平成28	年4月分平均	J支給額			
	職	種	名		調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務	主	任	人 187	歳 39.3	円 400,552	円 75,185	円 325,367	係長等のいる事業所における主 任
		大	学	卒	96	37.3	402,245	71,277	330,968	係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直
事		短	大	卒	29	43.1	323,899	63,830	260,069	属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、 職能資格が上記主任と同等と認
マケ		高	校	卒	62	43.1	447,656	95,297	352,359	められる主任 中間職(係長-係員間)
務		中	学	卒	_	-	_	-	_	
	技	術	主	任	214	42.6	423,919	87,556	336,363	同上
		大	学	卒	40	37.2	369,468	70,532	298,936	
技		短	大	卒	9	43.2	339,291	64,283	275,008	
		高	校	卒	162	43.8	442,519	93,074	349,445	
術		中	学	卒	3	43.5	380,170	80,036	300,134	
111	事	務	係	員	1,015	37.2	311,332	41,564	269,768	
月月		大	学	卒	566	34.8	317,482	43,381	274,101	
関		短	大	卒	145	42.3	287,226	32,094	255,132	
係		高	校	卒	302	39.5	311,147	42,655	268,492	
		中	学	卒	2	46.5	283,309	38,929	244,380	
職	技	術	係	員	987	35.1	373,192	86,821	286,371	
衽		大	学	卒	444	32.2	365,120	77,491	287,629	
種		短	大	卒	91	33.7	398,288	108,399	289,889	
		高	校	卒	449	37.5	373,725	89,306	284,419	
		中	学	卒	3	56.0	442,312	133,696	308,616	

3 規模100人以上500人未満

							平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名		調 査実人員	年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	支	J	店	長	人 -	歳	円 –	円 -	円 -	構成員50人以上の支店(社)の 長
		大	学	卒	-	-	-	_	_	(取締役兼任者を除く。)
事		短	大	卒	-	_	-	_	=	
マケナ		高	校	卒	-	-	=	=	=	
務		中	学	卒	-	-	-	-	-	
	エ	į	場	長	4	52.4	524,818	0	524,818	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	4	52.4	524,818	0	524,818	COMP EXICE E COLOR
技		短	大	卒	-	=	-	-	-	
		高	校	卒	_	_	_	_	_	
術		中	学	卒	_	-	_	-	-	
	事	務	部	長	105	52.8	542,158	4,445	537,713	2課以上又は構成員20人以上の 部の長
月月		大	学	卒	70	53.1	564,230	2,643	561,587	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級
関		短	大	卒	10	50.8	522,585	11,474	511,111	専門職(取締役兼任者を除く。)
係		高	校	卒	25	53.0	492,817	6,414	486,403	
		中	学	卒	_	-	_	-	-	
職	技	術	部	長	73	52.6	502,672	3,428	499,244	同上
锤		大	学	卒	31	54.7	534,845	312	534,533	
種		短	大	卒	8	47.0	474,910	4,816	470,094	
		高	校	卒	34	51.9	479,116	5,998	473,118	
		中	学	卒	_	_	-	_	-	

							平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	租	名 名		調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務	部 次	長	人 38	歳 53.9	円 519,883	円 27,833	円 492,050	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者
		大	学	卒	26	54.3	557,586	37,155	520,431	職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部
事		短	大	卒	2	50.0	449,910	0	449,910	次長級専門職 中間職(部長-課長間)
		高	校	卒	10	53.6	436,687	9,331	427,356	
務		中	学	卒	-	-	-	-	-	
	技	術	部次	長	10	49.9	472,386	17,122	455,264	同上
		大	学	卒	5	47.6	492,146	21,492	470,654	
技		短	大	卒	_	_	-	-	-	
		高	校	卒	5	52.5	450,321	12,242	438,079	
術		中	学	卒	_	-	-	_	-	
	事	務	課	長	136	49.8	486,321	19,153	467,168	2係以上又は構成員10人以上の 課の長
関		大	学	卒	84	49.4	501,861	25,643	476,218	職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級
X		短	大	卒	17	48.7	442,340	6,004	436,336	専門職
係		高	校	卒	35	51.4	468,707	9,274	459,433	
		中	学	卒	_	_	-	-	-	
職	技	術	課	長	178	47.1	430,697	11,568	419,129	同上
種		大	学	卒		45.5	433,147	10,531	422,616	
		短	大	卒		49.3	430,402	11,636	418,766	
		高	校	卒		48.4	428,279	12,598	415,681	
		中	学	卒	_	_	-	_	-	

						平成28	年4月分平均	J支給額		
	職	種	名		調査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務課	. 長 f	ナ 理	人 60	歳 50.0	円 507,020	円 71,749	円 435,271	前記課長に事故等のあるときの
	3.	大	学	卒		49.1	521,390	79,343	442,047	職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役
										職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有
事		短	大	卒	2	46.3	484,973	0	484,973	する者 職能資格等が上記課長代理と同
		高	校	卒	10	55.7	430,836	41,957	388,879	等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職
務		中	学	卒	_	-	-	_	_	中間職(課長-係長間)
	技	術 課	長6	サ 理	44	46.8	428,051	47,777	380,274	同上
•		大	学	卒	17	46.8	425,440	30,195	395,245	
技		短	大	卒	6	43.5	406,188	35,434	370,754	
		高	校	卒	21	47.6	435,519	63,751	371,768	
術		中	学	卒	-	-	-	-	-	
k11	事	務	係	長	190	45.8	364,203	38,982	325,221	係の長及び係長級専門職
		大	学	卒	106	43.2	379,848	43,086	336,762	
関		短	大	卒	16	49.7	291,037	15,732	275,305	
係		高	校	卒	67	49.0	355,716	37,351	318,365	
		中	学	卒	1	*	*	*	*	
職	技	術	係	長	218	43.7	401,173	63,604	337,569	同 上
15.		大	学	卒	103	41.6	389,461	62,513	326,948	
種		短	大	卒	22	44.7	407,053	66,444	340,609	
		高	校	卒	92	45.7	412,476	64,748	347,728	
		中	学	卒	1	*	*	*	*	

							平成28年4月分平均支給額			
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務	主	任	人 70	歳 42.1	円 309,545	円 32,570	円 276,975	係長等のいる事業所における主 任
		大	学	卒	32	39.0	331,837	40,063	291,774	係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直
事		短	大	卒	7	47.6	288,953	20,506	268,447	属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、 職能資格が上記主任と同等と認
→		高	校	卒	30	43.8	293,458	29,323	264,135	められる主任 中間職(係長一係員間)
務		中	学	卒	1	*	*	*	*	
	技	術	主	任	130	40.3	340,638	60,754	279,884	同 上
		大	学	卒	62	38.8	351,475	62,761	288,714	
技		短	大	卒	17	41.2	338,772	64,139	274,633	
		高	校	卒	51	41.8	328,595	57,268	271,327	
術		中	学	卒	-	_	_	-	_	
NI.1	事	務	係	員	928	37.8	278,475	29,023	249,452	
日日		大	学	卒	486	35.8	291,314	33,135	258,179	
関		短	大	卒	185	38.4	246,168	20,631	225,537	
係		高	校	卒	256	41.2	275,976	26,833	249,143	
		中	学	卒	1	*	*	*	*	
職	技	術	係	員	538	35.2	302,984	55,356	247,628	
任		大	学	卒	238	33.6	310,885	51,857	259,028	
種		短	大	卒	81	34.4	283,540	50,391	233,149	
		高	校	卒	216	37.3	302,709	60,616	242,093	
		中	学	卒	3	41.5	332,825	105,426	227,399	

4 規模100人未満

							平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名		調 査実人員		きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	支	J	吉	長	人 -	歳	円 –	円 -	円 -	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		大	学	卒	_	_	_	_	-	
		短	大	卒	_	_	_	_	_	
事		高	校	卒	-	_	-	=	_	
		中	学	卒	_	-	-	_	_	
務	エ	į	易	長	-	-	_	-	-	構成員50人以上の工場の長
		大	学	卒	_	_	-	_	_	(取締役兼任者を除く。)
++-		短	大	卒	_	_	-	_	_	
技		高	校	卒	_	_	-	_	_	
術		中	学	卒	_	-	-	-	-	
111	事	務	部	長	20	55.0	408,082	1,859	406,223	2課以上又は構成員20人以上の
関		大	学	卒	13	54.9	431,509	2,989	428,520	部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級
		短	大	卒	1	*	*	*	*	専門職 (取締役兼任者を除く。)
係		高	校	卒	6	55.9	373,260	0	373,260	
職		中	学	卒	-	_	-	-	-	
種	技	術	部	長	13	53.6	489,404	22,054	467,350	同上
		大	学	卒	9	52.7	488,569	23,966	464,603	
		短	大	卒	2	56.0	460,900	24,000	436,900	
		高	校	卒	2	54.6	528,707	11,256	517,451	
		中	学	卒	_	-	_	-	_	

					平成28年4月分平均支給額				支給額	
	職	種	種 名		調 査実人員	平均年齢	き まって 支給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備 考
	事	務	部 次	長	人 5	歳 48.4	円 421,698	円 1,578	円 420,120	前記部長に事故等のあるときの職 務代行者
		大	学	卒	2	48.5	458,316	0	458,316	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部
事		短	大	卒	2	45.8	342,478	3,746	338,732	次長級専門職 中間職(部長-課長間)
		高	校	卒	1	*	*	*	*	
務		中	学	卒	_	_	-	-	-	
	技	術	部 次	長	6	48.8	424,766	30,522	394,244	同上
		大	学	卒	3	48.3	351,276	17,987	333,289	
技		短	大	卒	=	=		-	-	
		高	校	卒	3	49.2	478,613	39,707	438,906	
術		中	学	卒	_	_	-	-	-	
	事	務	課	長	20	44.5	343,614	9,642	333,972	2係以上又は構成員10人以上の 課の長
関		大	学	卒	11	43.6	327,937	12,581	315,356	職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級
		短	大	卒	1	*	*	*	*	専門職
係		高	校	卒	8	46.1	368,012	1,885	366,127	
		中	学	卒	_	-	-	_	_	
職	技	術	課	長	40	49.4	414,344	12,890	401,454	同 上
種		大	学	卒	19	51.4	417,576	7,709	409,867	
工工		短	大	卒	4	39.7	357,850	14,754	343,096	
		高	校	卒	17	49.2	424,225	18,889	405,336	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	

							平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	本	3 ⁄2 ≇⊞	巨小	τĦ	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職
	事	務課	長 代		7	45.6	436,137	8,392	427,745	務代行者 課長に直属し部下に係長等の役
		大	学	卒	3	40.2	436,824	2,769	434,055	職者を有する者
事		短	大	卒	2	43.5	446,078	25,218	420,860	課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同
≾∕z		高	校	卒	2	56.0	425,165	0	425,165	等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
務		中	学	卒	-	-	-	-	_	中间城(床及一床及间)
	技	術 課	長 代	理	7	51.5	372,838	23,691	349,147	同上
		大	学	卒	1	*	*	*	*	
技		短	大	卒	1	*	*	*	*	
		高	校	卒	5	49.4	390,046	18,861	371,185	
術		中	学	卒	_	-	-	-	_	
	事	務	係	長	41	42.4	299,724	13,566	286,158	係の長及び係長級専門職
月月		大	学	卒	31	40.4	296,659	14,238	282,421	
関		短	大	卒	5	46.3	276,172	10,013	266,159	
係		高	校	卒	5	51.7	355,844	13,481	342,363	
		中	学	卒	_	_	-	_	_	
職	技	術	係	長	77	42.0	366,348	33,437	332,911	同上
134		大	学	卒	39	37.7	346,731	28,744	317,987	
種		短	大	卒	9	42.2	382,489	18,674	363,815	
		高	校	卒	29	47.8	387,695	44,253	343,442	
		中	学	卒	=	=	-	-	=	

							平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
	事	務	主	任	人 33	歳 39.7	円 245,309	円 21,988	円 223,321	係長等のいる事業所における主 任
		大	学	卒	17	40.4	264,951	27,574	237,377	係長等のいない事業所における 主任のうち、課長代理以上に直属
事		短	大	卒	11	37.1	227,233	18,785	208,448	し、部下を有する者 係長のいない事業所において、 職能資格が上記主任と同等と認
		高	校	卒	5	43.2	223,247	11,269	211,978	められる主任 中間職(係長-係員間)
務		中	学	卒	-	-	_	_	_	
	技	術	主	任	21	40.0	330,407	67,935	262,472	同上
		大	学	卒	6	41.8	321,584	48,341	273,243	
技		短	大	卒	3	43.1	257,053	37,878	219,175	
		高	校	卒	12	38.4	351,843	84,708	267,135	
術		中	学	卒	_	-	-	_	_	
1 113	事	務	係	員	218	36.7	240,356	16,603	223,753	
目目		大	学	卒	108	32.4	248,737	15,638	233,099	
関		短	大	卒	35	40.1	242,804	20,181	222,623	
係		高	校	卒	73	41.0	229,265	16,825	212,440	
		中	学	卒	2	42.5	182,500	0	182,500	
職	技	術	係	員	159	32.5	280,266	35,109	245,157	
衽		大	学	卒	98	31.1	282,956	35,406	247,550	
種		短	大	卒	31	32.8	278,301	35,739	242,562	
		高	校	卒	30	36.9	273,473	33,431	240,042	
		中	学	卒	_	_	=	=	=	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

							平成28年4月分平均支給額			
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備 考
技能	電	話交	換	手	人 -	歳	円 -	円 -	円 -	見習、外国語の電話交換手を除
労務	自自	家 用動 車 選	乗	用手	4	52.3	278,623	42,916	235,707	く。 業務委託契約等に基づき、他の
関係	守	30 平 2	E #4	衛	5	53.5	276,346	30,413	245,933	事業所において業務に従事して いるものを除く。
職種	用	務		員	-	l	=	=	=	
	大副	学 学 長・ ⁴		· 長	3	62.8	997,960	5,000	992,960	
	大	学	教	授	29	55.2	805,319	0	805,319	
教	大	学 准	教	授	23	50.2	718,168	1,087	717,081	
育	大	学	講	師	33	44.5	653,428	0	653,428	
関	大	学	助	教	36	33.0	333,859	694	333,165	
係	高	等学を	交校	長	-	-	-	-	-	
職	高	等学校	文 教	頭	4	56.0	597,355	0	597,355	
種	高	等学校主	幹教	(渝	-	-	_	_	_	
	高	等学校指	導勢	(渝	-	-	=	=	=	
	高	等学校	文 教	諭	24	47.0	477,860	0	477,860	
	研	究	所	長	-	-	-	1		構成員50人以上の所の長(取締 役兼任者を除く。)
研	研	究 部 (課)	長	6	46.0	491,411	2,674	488,737	2室(係)以上又は構成員7人以 上の部(課)の長
究関	研	究室(係)	長	3	47.7	414,670	34,295	380,375	構成員3人以上の室(係)の長
係職	主	任 研	究	員	37	43.8	455,009	31,332	423,677	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究
種	研	究		員	36	29.9	305,182	48,742	256,440	部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研	究 補	助	員	23	46.8	288,191	13,649	274,542	
医	病	院		長	2	69.3	2,319,660	221,707	2,097,953	部下に医師又は歯科医師5人以 上
療関	副	院		長	4	62.6	1,454,423	134,765	1,319,658	上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者
係職	医	科		長	34	53.0	1,290,621	242,707	1,047,914	部下に医師又は歯科医師1人以 上
種	医			師	83	40.6	918,523	239,588	678,935	

							平成28	年4月分平均	支給額	
	職	種	名		調 査実人員	平均年齢	き まって 支給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備考
					人	歳	円	円	円	
	歯	科	医	師	5	42.9	656,740	7,887	648,853	
	薬	后	j	長	6	46.3	467,887	30,500	437,387	部下に薬剤師2人以上
医	薬	斉	IJ	師	63	35.0	330,646	52,418	278,228	
	診り	療放身	対線 技	師	64	37.1	335,984	57,689	278,295	
療	臨	床 検	査 技	師	85	38.9	310,286	47,381	262,905	
関	栄	養	Ē	士	60	35.9	258,295	22,028	236,267	
係	理	学 療	法 法	士	88	32.5	285,336	14,113	271,223	
職	作	業療	法法	士	79	32.4	276,701	14,525	262,176	
種	総	看 護	隻 師	長	13	52.9	415,221	22,526	392,695	部下に看護師長5人以上
	看	護	師	長	99	49.3	395,517	46,062	349,455	部下に看護師又は准看護師5人 以上
	看	該	t E	師	262	35.8	325,751	67,383	258,368	
	准	看	護	師	71	49.5	297,308	50,058	247,250	

その3 再雇用者

1 企業規模計

						平成28	年4月分平均	J支給額	
	職	種 名		調 査実人員	平均年齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A-B)	備 考
				人	歳	円	円	円	7
	支 店	長・コ	[場長	1	*	*	*	*	*
事	事 務	技術	新部 長	20	63.6	422,288	0	422,288	3
務	事務・	技術	部次長	8	61.3	382,452	0	382,452	2
技術	事 務	技術	所課 長	29	63.4	373,655	24,721	348,934	 ▶ その1の1企業規模計の
関係	事務・	技術課	長代理	2	62.0	275,210	26,804	248,406	備考欄参照
職種	事 務	技術	所係 長	25	61.6	232,169	6,046	226,123	3
	事 務	技術	前主 任	6	62.7	317,228	6,905	310,323	3
	事 務	技術	所係 員	254	62.8	253,948	19,045	234,903	3 <u> </u>

2 企業規模計(60歳男性のみ)

							平成28	年4月分平均	支給額		
	職	種	名		調 査実人員	年 齢		うち時間外 手当等 (B)	(A-B)		備 考
					人	歳	円	円	円)	
	支 店	長・	工:	場長	_	-	-	-	_		
事	事 務	· 技	術	部 長	4	60.5	428,218	0	428,218		
務.	事務・	技術		次長	3	60.5	408,397	0	408,397		
技術	事 務	· 技	術	課長	1	*	*	*	*		その1の1企業規模計の
関係	事務・	技術	課長	:代理	-	-	_	_	-		備考欄参照
職種	事 務	· 技	術	係 長	11	60.5	262,853	10,093	252,760		
1.33	事 務	· 技	術	主 任	1	*	*	*	*		
	事 務	• 技	術	係 員	61	60.5	270,497	24,297	246,200		

第16表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

							(単位: 70)
		項目	採用あり	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	別任給の改定状況	兄	採用なし
学歴		企業規模		増 額	据置き	減 額	
	4	規模計	35. 0	(32.0)	(68. 0)	(0.0)	65. 0
	大	500人以上	30. 1	(41.6)	(58. 4)	(0.0)	69. 9
岡	学	100人以上 500人未満	37. 6	(24. 2)	(75.8)	(0.0)	62. 4
	卒	100人未満	38. 7	(36. 8)	(63. 2)	(0.0)	61. 3
Щ	<u> </u>	規模計	29. 0	(41.5)	(58. 5)	(0.0)	71.0
県	高	500人以上	27. 1	(60. 2)	(39.8)	(0.0)	72. 9
	校立	100人以上 500人未満	33. 0	(33. 3)	(66. 7)	(0.0)	67. 0
	卒	100人未満	21. 7	(24. 1)	(75. 9)	(0.0)	78. 3
		規模計	49. 7	(31. 0)	(68. 6)	(0.4)	50. 3
	大	500人以上	86. 5	(43. 9)	(55.6)	(0.5)	13. 5
全	学	100人以上 500人未満	52. 0	(26. 7)	(73. 1)	(0.2)	48. 0
	卒	100人未満	26. 5	(24. 8)	(74. 6)	(0.6)	73. 5
	#	規模計	27. 5	(31.7)	(67. 9)	(0.4)	72. 5
国	高	500人以上	48. 5	(40.9)	(59. 1)	-	51.5
	校	100人以上 500人未満	27. 3	(29. 3)	(70.3)	(0.4)	72. 7
	卒	100人未満	17. 0	(25. 2)	(74. 1)	(0.7)	83. 0

注:1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段	項 巨 役職段階		項 目	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
岡	係		員	28.7	16.6	0.0	54. 7
川県	課	長	級	18. 9	16.6	0.0	64. 5
全	係		員	26.6	9.0	0. 2	64. 2
国	課	長	級	22. 2	9.6	0. 1	68. 1

注: ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(単位:%)

	_	1					
役職段隊	皆	項 目 企業規模	定期昇給 制度あり	自動昇給	查定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
	係	規模計	92.2	40.5	81. 1	42.6	7.8
	1 	500人以上	94. 2	40. 1	88. 2	57. 0	5.8
岡	員	100人以上 500人未満	92. 1	46.3	73.4	35.6	7. 9
 山	貝	100人未満	88. 2	23. 3	88.3	29. 6	11.8
Ш	課	規模計	81.9	36. 1	79. 7	39. 9	18. 1
県	長	500人以上	70. 1	27. 4	85.8	55.0	29. 9
	級	100人以上 500人未満	89.6	43.9	75.8	35.6	10. 4
	孙汉	100人未満	85.8	28. 5	80.7	24.8	14. 2
	係	規模計	89. 4	38. 5	71.5	39.9	10.6
		500人以上	94. 3	39.3	78. 2	54. 1	5. 7
全	員	100人以上 500人未満	90.9	39. 7	72.5	41.2	9. 1
		100人未満	84.2	36.0	66.0	29. 9	15.8
	課	規模計	84. 2	31.7	68. 3	37. 1	15.8
玉		500人以上	81.5	24. 5	67.0	44.4	18. 5
	長級	100人以上 500人未満	85.7	33. 2	69.3	39.2	14. 3
	ЛУХ	100人未満	82.9	32. 9	67. 0	29. 4	17. 1

注: 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段	と階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	増額	減 額	変化なし	定期昇給中 止	定期昇給 制度なし
岡	係	員	90. 2	87. 7	12. 5	10. 9	64. 3	2. 6	9.8
川 県	課	長 級	77. 4	74.8	9. 9	6. 9	58. 1	2. 6	22. 6
全	係	員	87. 0	84. 8	24. 2	7. 7	52. 9	2. 2	13. 0
围	課	長 級	80. 7	78. 4	22. 0	7. 5	48. 9	2. 3	19. 3

- 注:1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 - 2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による支給制限の状況

配偶者に 配偶者に 家族手当制度が 家族手当制度が 配偶者の収入に 配偶者の収入に 家族手当を 家族手当を よる制限がある よる制限がない ある ない 支給する 支給しない 84.5 (94.4)[76.1][23. 9] (5.6)15.5

注:1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 「] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位:%)

(単位:%)

配偶者に対する家族手当を	税制及び社会保障制度の	配偶者に対する家族手当を
見直す予定又は見直すこと	見直しの動向等によっては	見直す予定がない
について検討中	見直すことを検討する	(検討も行っていない)
3. 9	7.2	

注: 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 家族手当の手当額の定め方

(単位:%)

配偶者・子等の別	配偶者のみ特定、 その他は扶養人員順	扶養人員順	その他
80. 5	0.0	6. 0	13. 5

注: 手当の定め方は、平成25年1月以降配偶者に対する手当について見直しを行った事業所について算出した。

その4 扶養家族の構成別支給月額

t.t.	養家族	= 0 t	集 卍		支給	月	額		
1/\	食 豕 奶	₹ 	門 八人		岡山県		全	玉	
配		i J		者	13, 283円	14,024円			
配。	者と	子	1	人	19, 244円		20, 0	94円	
配の	者と	子	2	人	24,607円		25, 5	93円	

注: 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1 人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1人につき5,000円が加算される。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支	給 の	<i>★</i> 49	無		事	業	所	割	合	
	がロ マク	有無		岡	山	県		全		国
支			給		56.0%				50.2%	
非	支		給		44.0%				49.8%	
借家・何	告間居住者!	こ対する何	主宅	岡	Щ	県				围
手当月氰	質の最高支給	額の中位	階層	28, 000円具	以上29,(000円未満	H H	30, 000F	円以上31,0	000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位:%)

		岡口	山県			全	玉		
割増賃金率	適用征	芷業員	(参考)適	用事業所	適用征	芷業員	(参考)適用事業所		
	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合	割合	累積割合	
31%以上	4. 5	4. 5	5. 3	5. 3	9.3	9. 3	6. 9	6. 9	
30%	46. 4	50. 9	24. 8	30. 1	34. 3	43. 6	17. 0	23. 9	
29%	0.0	50. 9	0.0	30. 1	0.1	43. 6	0. 1	24. 0	
28%	1. 9	52. 8	1.0	31. 1	0.2	43. 9	0.5	24. 5	
27%	0.8	53. 5	1.4	32. 5	1. 1	45. 0	1.3	25. 8	
26%	0. 5	54. 0	1.3	33. 8	0.4	45. 4	0.5	26. 2	
25%	46. 0 100. 0		66. 2	100.0	54.6	100.0	73.8	100.0	

注: 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第23表 民間における特別給の支給状況

	<u> </u>	区 分	岡山	県	全		国	
項目			事務・技術等	従業員	事務·技術等従	業員	技能・労務等領	業員
平均所定内給与月額	下 半 期	(A_1)	317, 603	3 円	375, 809	円	280, 106	円
平均用定的和子月額	上半期	(A_2)	318, 339)	377, 936		280, 178	
特別給の支給額	下 半 期	(B ₁)	665, 633	3 円	807, 638	円	526, 693	円
付別和 07 文和 領	上半期	(B ₂)	705, 681	L	823, 065		520, 984	
	下半期(B ₁ /A ₁	2. 10	月分	2. 15	月分	1.88	月分
特別給の支給割合	上半期(B ₂ /A ₂)	2. 22		2. 18		1.86	
	年 間	計	4.31			4.	32	

注:1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは平成28年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、年間支給月数は、平均で4.20月である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

	項目	係	員	課長	級	部 長 級	(非役員)	
企業	規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	
岡	規模計	53. 2	46.8	47. 9	52. 1	48. 9	51.1	
	500人以上	53. 2	46.8	39. 9	60. 1	40.0	60. 0	
山	100人以上 500人未満	55. 6	44. 4	56. 1	44.0	57. 1	43.0	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100人未満	45. 9	54. 2	41. 9	58. 1	44. 4	55. 6	
全	規模計	56. 2	43.8	51. 9	48. 1	50. 9	49. 1	
	500人以上	54. 4	45. 6	45. 6	54. 4	44. 2	55. 8	
国	100人以上 500人未満	1 58.8 1 41.3		55. 3	44. 7	54. 3	45. 7	
	100人未満			49. 0	51.0	48. 1	51.9	

3 生計費関係

平成28年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 … 食料

住居関係費 ・・・・・・・・・ 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・・・・・・・・・被服及び履物

雑 費 I ・・・・・・・・・ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ ・・・・・・・・ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人~5 人世帯については、家計調査(岡山市・勤労者世帯)における平成28年4 月の費目別平均支出金額(日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4 人に調整したもの)に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)等により、平成28年4月の費目別標準生計費をもとに算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成27年1月~12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で 夫婦のみ又は夫婦とその子どもで構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目 別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員 別生計費換算乗数を求めた。

第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成28年4月)

		世帯	人員	1	人	2	人	3	人	4	人	5	人
費	目			1		1	, ,	0	<i>,</i>	1	,,	Ü	, ,
					円		円		円		円		円
食		料	費	25,	030	36,	, 980	47,	150	57,	310	67,	480
住	居	関係	費	68,	190	75,	, 150	68,	600	62,	060	55,	520
被	服	• 履物	費	2,	710	6,	480	7, 9	970	9, 4	60	10,	940
雑		費	Ι	23,	320	31,	, 600	44,	660	57,	720	70,	780
雑		費	П	12,	, 300	45,	, 360	45,	340	45,	310	45,	290
		計		131,	550	195	5, 570	213,	720	231,	860	250,	, 010

参考

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目	世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食	料 費	0. 475	0.606	0. 736	0.867
住居	関 係 費	1. 029	0. 940	0.850	0. 761
被服	• 履 物 費	0. 438	0. 538	0. 638	0. 738
雑	費 I	0.309	0. 437	0. 565	0. 693
雑	費 Ⅱ	0. 478	0. 478	0. 478	0. 477

4 労働経済関係

4	75	1 133,	座併		/IN						第26表		労	働	経
邛	Į į	=								年 月	平成 26年(度)	平成 27年(度)	平成27年 4 月	5 月	6 月
	全	+	まっ	7	±	4 △ -	l- 7	z √∆	E	(円) 前年度比・	290,813	289,122	292,538	286,844	290,100
		き	まっ	て	支	給了	ナ る	5 給	-) -	前年同月比(%)	0.3	0.5	0.5	0.0	0.8
賃			調査]	うち	,所	定(为 給	· =	(円) 前年度比・	265,426	264,014	266,514	262,582	265,470
金 •		l	産業計	ŀJ	9 5	ולו ס	Æ I	~1 不□	- j.	前年同月比(%)	0.2	0.6	0.6	0.3	0.8
労働					うち	、訴	定。	外給	·	(円) 前年度比・	25,387	25,108	26,024	24,262	24,630
時					<i>)</i> •	121	/L /	/ I* 小口	-,	前年同月比(%)	1.9	0.0	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1
間(厚		総	実	労	· 值	動	庤	間	数	(時間) ※年度平均	149.3	148.9	155.8	143.0	153.4
生労働省	国		調査 産業計	}	うちぇ	所定タ	卜労仁	動時	間数	(時間) ※年度平均	12.8	12.8	13.4	12.5	12.6
省	畄	き	± _	7	て支給っ			する給		(円) 前年比·	277,928	281,698	286,678	277,055	280,116
毎月		2	まっ	(又	芥口	9 6	5 給	') .	前年同月比(%)	1.4	$\triangle 0.5$	0.7	\triangle 2.1	\triangle 1.2
勤労統			[調査 産業計]	うち	,所	定	为 給	· 与	(円) ※年平均	253,082	255,612	259,617	252,488	255,532	
計調	Щ				うち	,所	定:	外給	· 与	(円) ※年平均	24,846	26,086	27,061	24,567	24,584
查)		総	総 実 労 【 調査 産業計】		一 個	動	庤	間	数	(時間) ※年平均	157.0	156.2	161.9	149.2	161.9
	県				うちア	所定夕	外労働時間数			(時間) ※年平均	14.3	13.8	13.9	12.6	13.2
							全	世	т.	(円) 前年比·	291,194	287,373	300,480	286,433	268,652
消		費	去	Ш	ج ج	国	主.	<u> </u>	TT	前年同月比(%)	0.3	△ 1.3	$\triangle 0.5$	5.5	\triangle 1.5
113		貝		Щ	土	凹	盐。公	5 老 +	11 世	(円) 前年比·	318,755	315,379	334,301	317,317	293,042
						35J J.	J 1 1	III	前年同月比(%)	△ 0.1	△ 1.1	1.3	8.3	△ 0.9	
	_		務省 ・調査				全	世	烘	(円) 前年比·	285,582	279,855	276,224	271,755	268,779
	Į*	≫ □1	mª J		岡口	山 市			111	前年同月比(%)	△ 1.5	△ 2.0	△ 0.1	6.6	8.2
					1. 3			4者十	世 帯	(円) 前年比·	310,955	300,037	312,629	300,993	272,225
							-24 2			前年同月比(%)	$\triangle 2.4$	△ 3.5	△ 3.0	7.3	0.4
						五指数	全		国	前年度比· 前年同月比(%)	2.9	0.2	0.6	0.5	0.4
物			価	(総務省	首)	岡	Щ	市	前年度比· 前年同月比(%)	2.8	0.1	0.6	0.4	0.1
				国内]企業	物価指	数(日本釗	(行)	前年度比· 前年同月比(%)	2.7	△ 3.2	△ 2.1	△ 2.2	$\triangle 2.4$
雇	常月	常用雇用指数 [調查] [厚生労働省毎月 勤労統計調查]							毎月間査	前年度比· 前年同月比(%)	0.5	1.1	1.0	0.9	0.9
	完	完全失業率 (総務省労働力調査)							査)	(%) ※年度平均	3.5	3.3	3.4	3.3	3.4
	有	(厚生労働省,岡山労働局)						率	三国	(倍) ※年度平均	1.11	1.23	1.17	1.18	1.19
用								岡	山県	(倍) ※年度平均	1.43	1.50	1.46	1.46	1.46
汁										同調本の東業託用措			1		

注: 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模の30人以上の数値である。

^{2 「}きまって支給する給与」、「所定内給与」、「所定外給与」及び「常用雇用指数」は平成22年基準である。なお、調査対象事業所の抽

^{3 「}消費支出」は「全国」、「岡山市」いずれも農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象。「全国」の前年比、前年同月比は名目増

^{4 「}消費者物価指数」は平成27年基準(ただし、平成27年12月以前は平成22年基準)、「国内企業物価指数」は平成22年基準であ

^{5 「}完全失業率」及び「有効求人倍率」の月別の数値は季節調整値である。

済 指 標

	済	指	標															
7	月	8 月	9 月	1	0	月	1	1 月	1	2 .	月	平成28年 1 月		2 月	3 月	4 月	5	月
Г	289,412	287,214	288,085		289,	773		288,981		289,33	30	286,619	,	288,605	292,022	293,837		287,535
L	0.6	0.3	0.4			0.6		0.5		0	.5	0.2	2	1.0	1.3	0.5		0.3
	264,546	262,911	263,844		264,	342		263,185		263,17	73	261,797	7	263,584	266,261	267,569		263,048
L	0.7	0.3	0.3			0.5		0.6		0	.5	0.4	ŀ	1.1	1.2	0.4		0.1
	24,866	24,303	24,241		25,	431		25,796		26,15	57	24,822	2	25,021	25,761	26,268		24,487
L	0.0	0.7	1.1			0.8		0.3		0	.6	△ 1.4	Ł	△ 0.2	1.6	0.9	L	0.9
	155.5	145.4	147.0		149	9.7		149.6		147.	9	140.4		147.0	152.5	153.8		142.7
	12.7	12.2	12.7		13	3.0		13.3		13.	4	12.3		12.6	13.2	13.3		12.2
	279,921	278,272	278,791		282,8	849		281,355		283,88	32	280,315	5	280,169	283,022	284,787		278,830
L	△ 1.4	△ 1.7	△ 1.1			0.1		△ 0.6		△ 0	.2	△ 1.0		△ 0.9	△ 1.0	△ 0.7		0.6
	254,310	253,369	253,319		256,2	267		255,691		256,88	37	253,884	ŀ	252,999	256,211	259,153		255,510
	25,611	24,903	25,472		26,	582		25,664		26,99	95	26,431		27,170	26,811	25,634		23,320
	162.4	151.8	154.3		15	8.8		156.2		155	.0	147.6	5	154.5	160.3	157.7		146.2
	13.4	13.1	13.8		1	4.0		14.4		14	.6	13.9)	14.1	14.6	13.2		12.2
	280,471	291,156	274,309		282,	401		273,268		318,25	54	280,973	3	269,774	300,889	298,520		281,827
L	0.1	3.2	△ 0.3		Δ	2.1		$\triangle 2.5$		$\triangle 4$.2	△ 3.1	1	1.6	△ 5.3	△ 0.7		△ 1.6
	314,788	317,195	298,733		309,	761		294,905		340,47	74	312,331	-	297,662	334,609	338,001		306,721
L	1.0	3.7	△ 1.6		Δ	2.0		△ 3.7		$\triangle 4$.8	△ 2.6	5	2.2	△ 4.9	1.1		△ 3.3
	272,669	273,445	265,672		275,	467		264,947		305,28	34	297,642	2	273,932	350,817	301,202		324,847
L	△ 0.9	△ 11.2	△ 6.0		$\triangle 1$	3.1		△ 11.5	L	△ 7	.3	△ 8.5	5	8.0	15.0	9.0	L	19.5
	289,689	288,305	268,642		271,			290,354		316,14			2	300,931			ı	326,395
L	△ 5.1	△ 11.0	△ 12.9		$\triangle 2$	4.3		△ 1.0		$\triangle 2$.3	△ 17.2	2	10.4	19.9	11.6		8.4
	0.2	0.2	0.0			0.3		0.3		0	.2	△ 0.1		0.2	0.0	△ 0.3		△ 0.5
	0.0	0.0	△ 0.1			0.2		0.0		0	.1	$\triangle 0.4$	Ŀ	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2		△ 0.4
	△ 3.2	△ 3.7	△ 4.0		Δ	3.8		△ 3.7		△ 3	.5	△ 3.2	2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2		△ 4.3
	1.0	1.0	1.0			1.2		1.2		1	.3	1.2	2	1.0	1.2	0.8		0.8
	3.3	3.4	3.4			3.2		3.3		3	.3	3.2	2	3.3	3.2	3.2		3.2
	1.21	1.22	1.23		1	.24		1.26		1.2	27	1.28	3	1.28	1.30	1.34		1.36
	1.46	1.46	1.51		1	.52		1.51		1.5	54	1.53	3	1.52	1.57	1.57		1.61

出替えが平成27年1月に実施された。 減率である。 る。

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月4日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階) 電話086-226-7559 FAX 086-273-7272